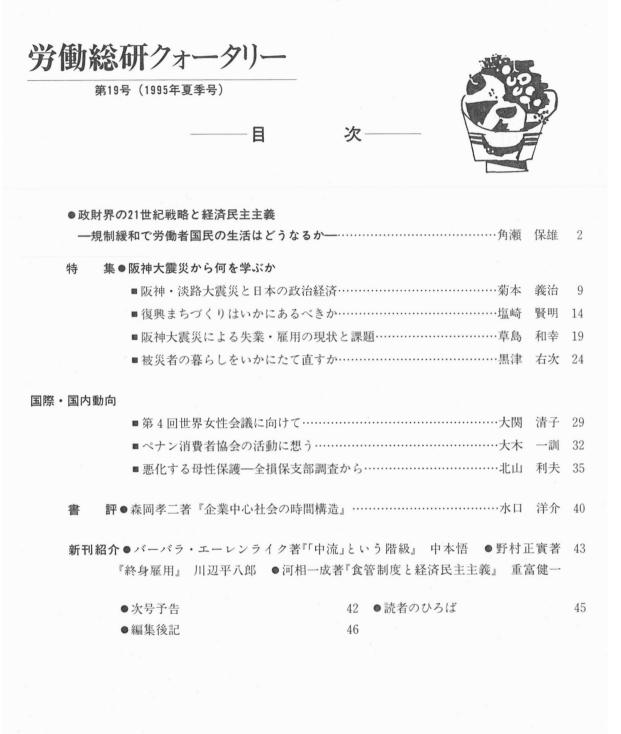
ISSN 0918-7618

| <b>奉 出与任务</b>              | 4/7   | 7     |        |
|----------------------------|-------|-------|--------|
|                            |       |       |        |
|                            | 75    | ΔIJ   |        |
|                            |       |       |        |
| 21-32-                     | 1     | 995年夏 | 5 禾 巳  |
|                            |       | 33043 | 之子与    |
| ●政財界の21世紀戦略と経済民主主義         |       |       | No. 19 |
| ―規制緩和で労働者国民の生活はどうなるか―      | 角瀬    | 保雄    |        |
| 特集 阪神大震災から何を学ぶか            |       |       |        |
| 阪神・淡路大震災と日本の政治経済           | 菊本    | 義治    |        |
| 復興まちづくりはいかにあるべきか           | 塩崎    | 賢明    |        |
| 阪神大震災による失業・雇用の現状と課題        | 草島    | 和幸    |        |
| 被災者の暮らしをいかにたて直すか           | 黒津    | 右次    |        |
| 国際・国内動向                    |       |       |        |
| 第4回世界女性会議に向けて              | 大関    | 清子    |        |
| 。 いい 地 曲 文 坊 合 の 注 卦 に 相 こ | 1 Ark |       | ///    |

| ペナン消費者協会の活動に想う     | 大木  |    |
|--------------------|-----|----|
| 悪化する母性保護一全損保支部調査から | 北山  | 利夫 |
| 書評                 |     |    |
| 森岡孝二著『企業中心社会の時間構造』 | 7KI | 净介 |

労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/



# 政財界の21世紀戦略と経済民主主義一規制緩和で労働者国民の生活はどうなるかー

## 角瀬 保雄

## 日本資本主義の矛盾の激化と臨調「行 革」

わが国における規制緩和は、80年代の初め第 2 次臨時行政調査会(1981~83年)の発足ととも に始まった。日米安保体制の下でのアメリカと の従属的な経済協力という枠組みの下で「高度 成長」を続けてきた日本資本主義も、71年のドル 危機による固定相場制から変動相場制への移行、 73年の石油危機というその蓄積条件の変化のな かで、次第にその矛盾を激しくし、「高度成長」 を支えてきた国家財政は大きく破綻をきたすこ とになった。こうした状況のなかで第2臨調は 「増税なき財政再建」をスローガンとして打ち出 し、自民党政府は行政改革推進本部を発足させ た。増税なしで財政赤字を減らすため、公務員 の定数削減、省庁統合、公企業の民営化、予算 のマイナスシーリングなど大幅な経費削減を目 指すことになったのである。

戦後の日本は健全財政を図るため、財政法第 4条によって非募債主義を宣言していた。原則 として国債は発行せず、例外として公共事業費 の範囲内での建設国債の発行を認めるだけとい うのである。だが、「高度成長」の破綻によって 1974年の日本経済は、戦後初めてのマイナス成 長となった。大幅な税収減の下で大企業への不 況対策費が肥大化することにより「財政危機」が 表面化し、75年度に特別国債(赤字国債)が発行 されることになった。そして78年以後87年まで の10年間の間、国債発行額は毎年10兆円の大台 を超え続けていったのである。こうした「財政危 機」が臨調「行革」の生まれた背景である。

規制緩和という言葉は、1980年代初めの臨調 「行革」においてすでに用いられていたが、そこ では「許認可等の整理合理化」がいわれるだけに とどまり、当時の行政改革の中心は国鉄、電電 公社など公企業の民営化に置かれていた。3Kと いう言葉が示していたように国鉄、健保、コメ (食管会計)の赤字の削減がターゲットとされ、 民活の名の下に社会保障の切り下げなど労働者、 国民への攻撃が進められた。なかでも国鉄の分 割民営化は国労の解体という労働組合破壊を目 的とするものでもあった。今日なおイギリスや ドイツなどでは鉄道の民営化が実現していない のをみるとき、この点では日本の方がヨーロッ パ諸国よりはるかに先をいっているということ ができるのである。

たが、その後も国債の発行は毎年なくなるこ となく続き、1994年には13兆6,430億円を記録 し、今日200兆円もの国債発行残高を抱えるにい たっている。地方財政においてもまた、大幅な 歳入不足によって、100兆円を超える地方債発行 残高を抱え、「地方行革(自治体リストラ)」が要 求されている。85年に「地方行革大綱」が出され

- 2 -

て以降、地方自治体でも職員の削減、民間委託 による住民サービスの切り下げが進められてき た。こうして今日80年代の臨調「行革」による「増 税なき財政再建計画」は完全に失敗し、89年の消 費税の導入、97年4月からの税率アップ(現行3 %から5%へ)にみられるよう、このスローガン は今日死語と化しているのである。それに代っ て90年代の主役として登場してきたのが規制緩 和である。規制緩和という言葉には、広くは公 企業の民営化、特殊法人の廃止から自治体サー ビスの民間委託なども含まれるが、一般には許 認可による企業活動への公的規制に限定して使 われる。したがって、「民営化と規制緩和」とい うように並べて使われることが多いのである。

## 2. 欧米の規制緩和と日本の規制緩和

ところで、深刻な「財政危機」にもかかわらず、 ME「合理化」と海外への集中豪雨的な輸出によ って2度にわたる石油危機(74年と79年)を乗り 切った80年代の日本経済は、先進国の中では例 外的な「高成長」を実現した。1985年の円高不況 の矛盾もバブル経済への突入によって先へ繰り 延べることができた。だが、その結果は91年バ フル崩壊となり、その後の90年代不況は日本経 済がかつて経験したことのない深刻な長期不況 となり、今日いまだそれからの回復がみられて いないのである。民活路線の「民」がおかしくな ったのである。また、貿易黒字は日米の経済摩 擦を激しくし、89年には日米構造協議が始まり、 アメリカから輸入拡大のための市場開放が強く 要求されるにいたったのである。

ーこうして日本経済が「成長の危機」に直面する なかで、1993年9月、細川内閣は不況対策とし ての「緊急経済対策」のなかに、その目玉として 94項目の規制緩和項目を盛り込んだのであった。 だが、規制緩和が短期の不況対策に役立つもの

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

でないことは明らかであった。不況の原因は、 ①大企業、金融機関の証券投機、土地投機とい うバブル、②過大な設備投資競争、③内部留保 のため込み、賃金抑制、④円高、輸出不採算と ⑤低金利政策など政府の政策の失敗にあったか らである。つまり、「市場の失敗」と「政府の失敗」 によるもので、大企業の行動に対する的確な規 制の不在が問題であったのである。

その後93年10月の第3次行革審最終答申をへ て、12月には細川首相の私的諮問機関である平 岩研究会(「経済改革研究会」)が、今度は規制緩 和を日本経済の構造改革への万能薬として打ち 出すにいたったのである。たが、それも日本よ り一足先に「成長の危機」にみまわれた欧米にお いて、すでに70年代から試みられ失敗した経験 をもつもので、それが産業再生、活性化の万能 薬になりえないこともまた明らかであった。レ ーガンのアメリカ、サッチャーのイギリスが典 型的に示しているように、それは財政赤字や貿 易赤字そして企業の赤字を解決するものではな く、競争激化、投機の激化をとおしての大企業 のリストラ、中小企業や中小金融機関の倒産に より労働者には失業の増大、賃金、労働条件の 切り下げなどをもたらしている。金融の自由化 によるバブルの発生、投機的取引の拡大は、ア メリカの貯蓄貸付組合(L&S)の大量倒産(91年 までの10年間で650もの)を生み出し、政府は預 金者救済のために800億ドルもの税金を支出し、 規制の再強化が問題となったのである。さらに 最近の事例では、金融派生商品(デリバティブ) 取引の失敗によって、女王陛下の銀行ともいわ れたイギリスのベアリングズ社の倒産をもたら している。すでに日本においてもこのデリバテ ィブは企業の財務に不可欠な存在になっており、 日本経済新聞社による94年7月の東京証券取引 所上場企業のアンケート調査では、84%の企業

— 3 —

## 政財界の21世紀戦略と経済民主主義

がこれを利用しているといわれる。規制の強化 が必要となっているゆえんである。

## 3.「規制緩和推進5ヵ年計画」

こうしたなかで94年に入ると、2月に政府の 行政改革推進本部は、「行革大綱」(「今後におけ る行政改革の推進方策について」)を決定、682項 目の規制緩和を打ち出した。その後7月の「規制 緩和大綱」(「今後における規制緩和の推進につ いて」)においては、規制緩和事項を住宅・土地 関係、情報・通信関係、輸入促進・市場アクセ ス改善・流通等関係および金融・証券・保険関 係に絞った279項目の規制緩和措置を決定した。 この間、経団連など財界団体は次々と新たな規 制緩和要求が強められてきた。

経団連は94年11月、傘下の業界団体からの「各 分野における規制緩和に関する具体的要望」を とりまとめて政府に提出、日経連も「労働分野の 要望項目」を提出した。また同年10月にEUから 「規制緩和要求」(EU Deregulation Requests) が、11月にはアメリカ政府から「日本における規 制緩和と行政改革」に関する意見書(Submission by The Government of The United States to The Government of Japan regarding Deregulation and Administrative Reform in Japan)が提出された。

一方、政府は94年12月、総務庁行政管理局に おいて既往の規制緩和方策のフォローアップ結 果を「事項別措置概要一覧」として取りまとめる とともに、95年1月には「各省庁の所管行政に係 わる規制の見直し状況(中間取りまとめ)」を作 成した。その後、各省庁は3月10日にその「中間 報告」を公表するという経過をへて3月31日、 1091項目の「規制緩和推進5ヵ年計画」(95~99 年)が閣議決定、発表されたのである。その特徴 は、戦後独占禁止法で禁止されてきた持株会社 の議論・検討を開始するというかたちでの「持株 会社の解禁」を目玉とするほか、労働法制の規制 緩和など、大企業やアメリカからの要求にこた えたものとなっている。そして各項目について は計画期間中のいつ実施するかを明記するとと もに、計画については毎年末までに見直し、改 定することが決められている。内外価格差の要 因として問題とされていた電気通信事業の参入 規制や農産物の価格支持制度の廃止、大規模小 売店舗法の段階的廃止は見送られたが、大店法 については99年度に見直すと明記、財界やアメ リカの要求に配慮したものとなっている。

だが、1091項目のうち367項目は、すでに実施 を表明していた対策の時期を決めたり内容を具 体化したもので、今回新たに緩和を決めたのは 724項目しかなく、アメリカや財界から要望され ながら実施困難として盛り込まなかったのが約 600項目もある。したがって、5カ年計画終了時 においても、1万件を超える現在の規制のうち のごく一部のみが緩和の対象となるにすぎない ことは明らかである。このことからも平岩リポ ートの「原則自由・例外規制」という主張はなん ら経済理論的に根拠があるものではなく、大企 業のための政治的イデオロギーにほかならない ということが明らかとなるのであるが、平岩リ ポートのスローガンを錦の御旗とする一部のウ ルトラ規制緩和論者からは不徹底との批判がな され、再見直しが要求される理由ともなってい る。マスコミで伝えられる「官僚の抵抗」といわ れるなかには、省庁の権限や特定業界の既得権 益の擁護を図るものもあるが、それだけでなく 残された規制には労働者、国民側からの公的規 制の維持強化への要求が一定程度反映されてお り、規制緩和論の矛盾をみることができる。

- 4

## 4. 規制緩和は必要不可避か

94年度の経済白書は経済理論からの規制の根 拠として、次のものをあげている。①規模の経 済(または範囲の経済)や資源の希少性にともな う自然独占の存在である。それによって独占の 発生、独占価格の設定、経済的な非効率性の発 生を防ぐために規制が必要になるというのであ る。電気・ガス・水道、電気通信、鉄道がその 例にあげられる。②情報の非対称性の存在であ る。需要者(消費者等)が供給者(企業等)と比較 して、需要決定のための情報(価格、品質、安全 性等)が十分でないと、供給者が自己に有利な行 動をとり、効率的な資源の配分が達成されにく いというのである。銀行、証券、保険がその例 で、投資家保護を図るためのディスクロージャ ーやインサイダー取引・不公正取引の規制が必 要になる。③外部性の存在である。市場取引を 通じない形で他の経済主体にマイナスの影響を 与える場合(負の外部性)で、環境汚染、騒音な どがその例としてあげられる。そこから公害規 制や土地利用規制が必要になる。

他方、規制緩和の必要性としては、次のもの があげられている。①規制の根拠は不変ではな く、経済環境の変化によって変わりうる。技術 革新や経済的発展段階がそれである。②規制の 経済的コストである。必要以上の参入規制、価 格規制によるレント・シーキングが適正な競争 を阻害し、消費者負担を高める。③規制には環 境変化に自律的、柔軟的に対応できるメカニズ ムが内在していないところから生まれる規制の 既得権益化である。

結論として次のようにいわれる。「規制の問題 は個々のケースによって大きく異なっているた め、一般論で議論を進めるには限界がある。」、 「その効果についてはあまりにも過大な期待を

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

抱くことのないようにすることもまた必要であ る。」つまり、基本的には政府の政策の枠内から 出ることができない経済白書でも、規制と規制 緩和の両方の根拠をあげて、このようにいわざ るをえないのである。このことからも、自由競 争か規制かを決定する一義的な理論は存在しな いことがわかるのである。平岩リポートは、規 制を「経済的規制」と「社会的規制」とに分け、経 済的規制については「原則自由・例外規制」とい うことを宣言し、「社会的規制」についても「経済 的規制」の機能をもつとして、必要最小限に縮小 するとしているが、この平岩リポートの「原則自 由・例外規制」という結論がいかに乱暴なもので あるかがわかろう。規制の問題は個々の具体的 なケースによって大きく異なってくるのであり、 個別具体的に判断しなくてはならないのである。

公的規制を平岩リポートのように分けて、「経 済的規制」を原則廃止とする議論の立て方は根 本的に間違っている。「経済的規制」は市場への 参入規制、設備規制、価格規制にみられるよう に、企業の自由な活動に一定の規制を設けるも のであるが、弱肉強食の資本主義的な自由競争 に対して経済的な弱者である中小企業の営業と 生存権を守るという意味で、同時に「社会的規 制」でもあり、「社会的規制」の大本は「経済的規 制」にあるということができるからである。本間 重紀氏(経済法)も、大店法における小売商店と 街づくり、あるいは農業問題における農民と食 料問題というように公共性を随伴する場合には、 反競争的規制も許されうるとしている(「規制緩 和の基本的な考え方」『ジュリスト』94年5月1 -15日号、35ページ)。ましてや、「経済的規制」 の機能をもつからとして国民の生命、安全にか かわる狭義の「社会的規制」をも縮小しようとす ることの間違っているのはいうまでもないであ ろう。「社会的規制」は自己責任でということ

— 5 —

## 政財界の21世紀戦略と経済民主主義

は、戦後国民の闘いによって築き上げられてき た社会福祉の成果を全面的に否定することにも つながるのである。

また、金融の自由化と規制緩和は大口預金金 利を有利にするという差別的な取り扱いを生み、 バブルの投機を促し、安全、東京協和の2信用 組合の乱脈経営と政財官の癒着を初めとするさ まざまな不祥事を生み出している。金融機関の 不良債権の完全なディスクロージャーと公的規 制の強化が求められているのである。

したがって、市場競争か規制かの選択が問題 なのではない。現代の生産力の発展水準を前提 にするとき、市場競争も規制もともに必要なの である。すでにみたように現実には「市場の失 敗」と「政府の失敗」の両方が存在しているので あるから、市場原理と規制の結合が必要となら ざるをえないのである。経済民主主義は両者の 民主的な再編成を前提とするものといえる。市 場原理のままにまかせると、競争と効率の論理 が優先し、弱肉強食が繰り広げられ、中小企業、 労働者、消費者、高齢者、女性、障害者などの 経済的弱者の保護に欠ける結果となる。憲法的 秩序の上からも生存権保障義務(第25条)、労働 条件の基準(27条)、財産権と公共の福祉(29条) から、自由で公正な市場経済形成のためには公 的規制が必要といえるのである。

いま、市民社会の社会的合意という点から一 つのアンケート調査をみてみると、次のような 興味ある結果が出ている。それは「どのような21 世紀の社会を望むか」ということを大学生に問 うたものであるが、「これからはむしろ経済成長 や消費のいきすぎから転換すべきだ」というの が80.2%であるのに対して、「これからもずっと 経済成長や消費の拡大をすすめるべき必要があ る」というのは19.0%にとどまっている。ま た、「効率性を少し犠牲にしても、自由競争のい きすぎをそろそろ見直すべきだ」というのが70. 5%であるのに対して、「自由競争をもっと徹底 して効率性をさらに追求すべきだ」というのは 14.5%にとどまっている(河野直践『協同組合の 時代』33ページ)。

## 5.日本経済の再活性化と21世紀の産業 構造

それではこうした常識的な立場と見解に対立 して、規制緩和をしゃにむに推進しようとして いる政府財界は21世紀に向けてどのようなビジ ョンなり展望をもっているのであろうか。94年 6月に通産省の産業構造審議会は『21世紀の産 業構造』(総合部会基本問題小委員会)という報 告書を発表し、21世紀の成長分野での規制緩和 と競争政策の強化を提言している。それによる と今後成長が見込まれる12の分野での規制が緩 和されるならば、そこでの現在の市場規模129兆 円が2010年には348兆円に拡大し、849万人の雇 用が1368万人に拡大するとうたわれている。鉄 鋼、造船、化学を初め、自動車、電機という戦 後日本経済の高成長をリードしてきた重化学工 業はすでに成熟段階にあり、途上国に移転しつ つある。したがって、21世紀のリーディング産 業にはなりえず、イノベイションによって新規 産業を興さないことには日本の将来はないとい うのがその展望である。そしてその中心に据え られているのが情報・通信の分野である。これ からの社会で情報・通信の重要性が増してくる ことは確かであるが、現在もてはやされている マルチメディアなるものは国民生活からかけ離 れたところでの、大企業のビジネスのための、 これまで以上の効率化をめざすものでしかない といえる。すでにアメリカ、EUの間で激烈な競 争と再編成が進められている情報・通信の分野 に突出していこうということは、産業構造の新

— 6 —

たなゆがみを作り出していくことになりかねな いであろう。規制緩和による競争の激化によっ て、たとえば長距離電話料金が半額になり、価 格低下のメリットが生まれるとしても、大口ユ ーザーと一般市民とでは、その享受においては 明らかに配分上の格差があるのである。

明治以来の、そして戦後の経済発展には大企 業への保護・規制が必要であったが、いまや成 熟段階に達した日本経済にあっては、大企業の 自由な活動のためには規制が邪魔になっている として、その緩和が必要と主張されているので あるが、それによって中小零細企業や労働者な どの間に「痛み」を感ずる部分が出てもやむをえ ないというのがその立場である。GNPなどの経 済指標でみるかぎり、日本は「経済大国」になっ たといえても、労働者や国民生活の面では依然 として「生活小国」にとどまっているのが現実 である。過労死を生むような長時間過密労働も なくなっていない。また、阪神大震災では日本 の繁栄は効率一辺倒の、みかけだけのもろいも のでしかないことが明らかになった。国民の生 命や生活を守るための社会資本を充実させると ともに、公共工事や建築についての安全や環境 に関する基準をより厳しくしていくことが求め られているのである。アメリカでは「連邦政府の 規制権は少ないとしても、州や地方自治体を含 めたいろいろな行為に対する規制の総体は、決 して日本より少ないとは思えませんし、建築の 規制、土地利用の規制等はすべて地方自治体が 行っていて日本よりはるかに厳しい部分もあり ます」(成田頼明発言『ジュリスト〔特集〕規制 緩和の課題と論点』94年5月1-15日号、9ペー ジ)といわれている。

また日経連も1995年の春闘を前にして発表し た労働問題研究委員会報告『日本経済の再活性 化と経営者、労使の課題』のなかで、異常な円

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

高、成長の鈍化、大幅経常黒字、内外価格差、 産業の空洞化など日本経済が直面する多くの問 題は、保護・規制によって低生産性部門の生産 性向上が妨げられていることが主因になってい るとして、農業や流通、サービスなどの生産性 を自動車や電機のような製造業並に引き上げる ためには、GNPを現在の6千万人ではなく、4 千万人の労働力で生産し、排出される2千万人 の雇用を新規産業で吸収することが必要になる として、そのためには規制緩和を行わなくては ならないと主張している。他方、賃金の実質価 値の維持・向上は賃上げによってではなく、内 外価格差の解消で行うというのである。

こうして通産省と日経連はともに日本経済の 明日のためには規制緩和による産業構造の改革 が必要で、そのためには旧来の産業からの大量 の失業の発生が避けられないという見通しをも ち、新たな産業にそれをはめ込むために労働市 場の自由化、流動化を進めようとしている。具 体的には、労働条件規制(産業別最低賃金制の廃 止、労働時間、労働契約)、労働者派遣規制、職 業紹介制度規制、女子保護規定の撤廃などが問 題となっている。だが、その結果は規制緩和の 先進国であるアメリカやヨーロッパ諸国の経験 が示しているように、雇用破壊から賃金、労働 条件の破壊という労働者階級に対する全面的な 攻撃とならざるをえないのである。「内外価格差 の解消」も消費者の大多数は雇用破壊、賃金破 壊、下請け工賃破壊、商店街破壊の対象となる 労働者、中小企業者である。競争の激化、リス トラにより仕事がなくなり、賃金が切り下げら れ、営業が破壊されてはその意味をなさないこ とになる。したがって、産業構造については、 国民生活優先の立場から規制と誘導によって釣 り合いのとれたものへと組み替えていくことが 必要となるのである。

— 7 —

— 8 —

## 政財界の21世紀戦略と経済民主主義

## 6. 必要なのは規制の民主的改革

こうして今日規制緩和は、政治改革、行政改 革と並ぶ経済改革の重要な柱として政財界の21 世紀戦略の中心に据えられているのであるが、 今日の大きな特徴はそれが一国内における規制 緩和にとどまらず、GATT(関税と貿易に関す る一般協定)のウルグアイ・ラウンドにおける多 国間交渉から世界貿易の全面的な自由化をめざ す95年1月のWTO(世界貿易機関)となって国 際的な規模での規制緩和として展開されている ところにある。これは独占資本の資本力があま りにも巨大化したために一国経済の枠内だけで はもはやその活動を処理しきれなくなったこと を意味しているものといえよう。その結果とし ての競争の激化は大企業のリストラ、中小企業 の倒産整理を促進するばかりでなく、「小さな政 府」、「小さな自治体」づくりによる公共サービス の切り捨て、公的責任の放棄にまでいたるので ある。

いまやアメリカと日本の大企業の21世紀戦略 に対置さるべき労働者、国民の側からの経済民 主主義の対抗戦略が求められてくるのである。 そのためにはまず第一に、政官財の癒着と官僚 的規制を温存したままで、大企業のやりたい放 題の横暴を許す規制緩和に反対し、独占禁止法 を強化し、大企業、多国籍企業への民主的規制 を強化することが必要になる。日本経済のゆが んだ構造と独占資本の過剰蓄積を民主的規制に よって国民本位の釣り合いのとれた発展の方向 に転換することが必要となるのである。たとえ ば、いま問題の円高についてみると、規制があ ったからではなく、規制が弱かったから生まれ たということができるのである。輸出額の5割 以上を上位30社の大企業が占めるという構造を 放っておいては、いくら国際的ハーモナイゼイ

ションによって輸入の増大を図っても、貿易黒 字問題は解決するはずがないのである。

規制緩和による競争の激化は、大企業による リストラの強力な推進の契機になり、生き残る 大企業の支配力の強化が図られこそすれ、それ は決して大企業体制の解体を意味するものでは ないのである。とどまるところを知らない円高 の下、「産業の空洞化」と「金融の空洞化」の進行 が大きな問題となっているが、その解決には規 制緩和による大企業の支配の強化ではなく、日 本経済の枠組みとなっている対米従属から脱却 し、国民生活中心の産業構造に転換し、ナショ ナル・ミニマムを保障する方向に進むならば、円 高→不況→リストラ→円高という「悪循環」も断 ち切ることができるのである。

そして第二には、規制の民主的改革によって 国民のための規制緩和を実現することである。 官僚的な規制の廃止のためには、①法律の拡 大・縮小解釈を含めた恣意的な運用の排除、② 官僚のための手続といえる不必要な手続規定の 除去―簡素化、③法律にもとずかない行政指導 の廃止による行政指導の性格の明確化が必要に なる。具体的には、中小企業や生協の営業に対 する許認可や融資条件の規制緩和が必要になる。 また、特別養護老人ホームの設置基準の引き下 げなど国民のための規制緩和が必要になろう。 それは大企業と中小企業をごちゃまぜにした規 制緩和ではなく、大企業への規制強化と国民の ためになる規制緩和によって経済民主主義の実 現を図るものとなるのである。こうした意味で、 アメリカのタクシー業界の規制緩和の失敗を調 査した自交総連の報告書が述べているように、 「よい規制がベストなのである」(『自交労働者月 報』1992年8月)。

(監事・法政大学教授)

## 特集/阪神大震災から何を学ぶか

## 阪神・淡路大震災と日本の政治経済

## 菊本 義治

## はじめに

戦争が終わって50年、この間、日本はひたす ら高度経済成長を突っ走ってきた。「追いつき追 い越せ」を合い言葉に猛烈に働き続けた。働き 過ぎによる過労死は世界的に有名になった。そ して、瓦礫の中から不死鳥のように蘇って世界 で有数の経済国になったのである。しかし、1 月17日の数十秒の地震で再び瓦礫の世界をみる ことになった。この50年間、何をやってきたの か。下天の夢でしかなかったのであろうか。

阪神・淡路大震災は日本の一地域で起こった ことでしかないが、それが警告することは単に 一地域だけに特有のことではない。全国に通じ ることを含んでいるように思える。戦後50年の 日本の政治経済を反省し、安全で豊かな日本を どのようにつくるかを考えるよい機会である。

## 1. 被害のあまりの大きさ

震災で5,500人以上が犠牲になった。負傷者は 3万5,000人をこえた。避難所生活者はピーク時 で35万人をこえ、4月24日現在でも4万人以上 の人びとが、プライバシーが殆どなく、食事も 貧しく、衛生管理もゆきとどいていない避難所 生活を送っているのである。そして、震災後関 連死亡者(2次災害)については、神戸協同病 院の上田耕蔵氏や神戸大学の小林博氏の研究に よると1,000~1,500人とされている。

犠牲者の性別・年齢別内訳は表1のとうりで ある。高齢者や女性の死亡率(当該死亡者/当 該人口)が高い。地域別にみると、神戸市の東 灘区、灘区や長田区、西宮市など既成市街地で の被害が大きかった。とりわけ震災は経済的弱 者に厳しく、たとえば、生活保護受給者の死亡 率は表2のようであり、神戸市民の死亡率のほ ぼ5倍であった。

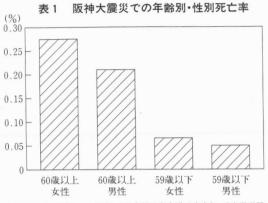
倒壞家屋は約20万棟・40数万世帯、消失家屋 は約7,500棟・1万世帯であった。被害を受けた 医療機関は総数2,931のうち診療不能205、全半 壊435であった。店舗の被害も大きく、商店街の 三分の一、市場の半数が甚大な被害を受けた。 学校や保育所、障害者の作業所などの被害も大 きかった。

阪神高速道路は600年にわたって倒壊し、橋脚 の破損も甚大であった。できて間のない湾岸道 路も破損した。鉄道は寸断され、神戸港のコン テナ・バースや岸壁は使用不能となった。ケミ カルシューズは約8割が全半焼した。清酒造の 約半数が全半壊した。電話、ガス、水道、通信 などのライフラインもヅタヅタになり、トイレ や風呂などの日常生活に支障をもたらした。情 報の不足と混乱が市民生活を翻弄した。

家屋が倒壊破損した人々の苦労は並々ではな い。「せっかくローンで手に入れた家を地震で失

- 9 -

## 特集・阪神大震災から何を学ぶかー



友野哲彦「『大震災』の被害」(日本科学者会議兵庫支部・兵庫県労働 運動総合研究所編『みんなできりひらこう震災復興』所収、1995年)

った。もう一度ローンを組むだけの気力も資力 もない」という中高年の人が多い。借家が倒壊 した人は「罹災都市借地借家臨時処理法」によ って、法律的には借地人になることはできるが、 家を建てるだけの資力がない。家主にも資力が ないのである。

店舗や工場を失った人々は生活と経営に苦し んでいる。3月末の兵庫県の失業者は56,000人、 新たに離職票を受けた人が18,000人、企業休業 のために雇用調整金を受けとっている人が50, 000人である。今後、いっそう失業者が増えてい くものと予想されている。

## 2. なぜ被害は大きくなったのか

### (1) 怠慢な防災対策

災害が起きたとき、その被害がどれだけ大き くなるかは、安全・防災対策がどれだけおこな われていたかに依存する。政府や地方自治体は 安全・防災の責任があるにもかかわらず、十分 な防災対策をおこなってこなかった。この例を 二、三あげてみよう。

①政府は行財政改革を名目にして防災関係の予 算を押さえてきた。たとえば、消防に必要な最 小限度の施設及び人員は、消防ポンプ自動車の 場合、25,861台であるが、現有数は22,930台で

表 2 神戸市の生活保護者の被災状況 ()内は%

|    | 保護    | 全壞         | 半壞   | 受給者数  | 死亡者       | 神戸市<br>死亡率 |
|----|-------|------------|------|-------|-----------|------------|
| 全体 | 14951 | 3619(24.2) | 2652 | 22411 | 278(1.24) | 0.25       |
| 東灘 | 750   | 361(48.1)  | 50   | 1158  | 45(3.89)  | 0.68       |
| 漢推 | 1159  | 529(44.1)  | 165  | 1704  | 48(2.82)  | 0.68       |
| 中央 | 2543  | 622(24.5)  | 453  | 3295  | 33(1.00)  | 0.20       |
| 兵庫 | 2997  | 834 (27.8) | 572  | 3844  | 45(1.17)  | 0.35       |
| 長田 | 3651  | 924(25.3)  | 1079 | 5692  | 79(1.39)  | 0.58       |
| 須磨 | 1165  | 323 (27.7) | 169  | 2027  | 28(1.38)  | 0.18       |
| 垂水 | 1023  | 24 (2.3)   | 121  | 1897  | 0         |            |
| 北  | 1097  | 2          | 40   | 1834  | 0         |            |
| 西  | 526   | 0          | 3    | 960   | 0         |            |

注:東神戸病院の大西和雄医師の資料による

しかない。消防職員は200,190人の基準数に対し て141,403人であった(1993年4月1日現在)。 防火水槽も不足していた。消防車がないために、 水がないために多くの尊い命が奪われたのであ る。瓦礫の中に埋もれている肉親、迫る火の手、 その中で「おまえらも危ない、早く逃げてくれ」 と叫ぶ声、まさに人災である。

②測候所97のうち夜間無人化測候所が34である。 震源地の淡路にある洲本測候所も夜間無人化で あり、初期の情報伝達に遅れをとったのである。 ③神戸市が「地域防災計画地震対策編」を策定 する際に、地震工学や都市防災の専門家が直下 型震度6の地震がありうることを指摘し、いっ たん震度6を想定した防災計画をたてたが、「対 策に金がかかりすぎる」という理由から震度5 にレベルダウンしたのである。

#### (2) 利潤追求のツケ

なぜ安全・防災対策が不十分であったのかは、 日本の政治経済体制の根幹と深くかかわってい る。戦後50年の日本経済は利潤追求を目的とし ており、その手法として三つの特徴がある。 ①高度経済成長の実現によって高利潤を獲得し てきた(1974年まで)。政府や行政は、高度成長 のためのインフラ整備に巨額の資金を投入して きた。神戸市の場合、山を削り海を埋めたてる

-10 -

神戸開発方式によって大企業に奉仕してきた。 ②高度経済成長が破綻すると、政府は財政を用 いて大企業の利潤追求活動を支援した(1980年 代初頭まで)。財政赤字による財政破綻が明白に なると、政府や大企業にとって「不要不急な」 福祉や防災がバッサリと削られ、定員削減など の行財政改革が行なわれた。

③国内需要が停滞すると、輸出に活路を見いだ そうとした(現在)。そして、貿易摩擦の激化と 円高が生じると、日本は利潤追求の場を外国と くに東南アジアに求め、企業の多国籍化とリス トラ合理化を進めたのである。その結果は、日 本経済の空洞化であり、大量失業である。そし て、日本企業の外国での「安全性」を守るため に憲法を改悪し、自衛隊の外国派遣と外国での 交戦権を合法化しようとしているのである。

成長・開発、福祉削減・行財政改革、国際化・ リストラ合理化という三つのキーワード群から 次のことがいえる。

①国土の乱開発が自然環境を破壊した。環境の 破壊、緑や自然の少なさは災害に対して極めて もろい都市をつくりあげた。人間が自然を克服 できるという思い上がった考えが環境を破壊し、 災害に無防備な都市をつくりあげたのである。 また、公的資金が優先的に開発のために使われ、 安全・防災対策がおざなりにされた。

②行財政改革によって安全・防災対策費は低く おさえられた。一般会計予算は1980年を100とし て1994年は172であるが、防災対策予算は127で しかなかった。軍事費は210であった。その結 果、旧市街地の安全対策や生活環境整備が遅れ、 人口密集・老朽家屋がそのままに放置され、そ れが震災を大きくした一つの原因になった。
③大企業は多国籍化を進めている。国内の生産 と生活の基盤づくりよりも外国での生産・流通の基盤づくりに邁進している。それが日本経済

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

や地域経済の空洞化を生み災害に弱い都市をつ くりあげる一因となったのである。

## 3. どのように復興するか

## (1) 大企業追従の政府復興計画

地震が大災害をもたらしたのは、①安全・防災 の軽視、②環境破壊、③福祉切りすてからであ ったという点から考えて、復興の中身は安全・防 災、環境、福祉のまちをつくることである。

震災後、政府も防災の重要性を否定していな い。しかし、その中身が問題である。震度7に も耐えうる頑強な建築物をつくればよいもので はない。鉄とコンクリートで固めた要塞は、巨 額の資金を要し非経済的であるだけではなく、 そのような要塞都市で人間味ある生活ができる かどうか極めて疑わしい。また、自然の力は私 たちが予想する以上に巨大であって、自然に打 ち勝つことはできない。どのような事態にも耐 えうる構造物はないのである。防災は自然を押 さえこむということではない。地震などの災害 が起こったときに被害を最小限にすること、被 害から速やかに回復できることが大切である。

政府や地方自治体の復興計画は、防災と称し て幹線道路や街路、巨大な公園をつくることで ある。しかし、巨大主義や一点集中主義は災害 を大きくすることはあっても、災害の際にあま り役立たない。巨大な公園を少しつくるよりも、 小さくとも多くの公園をつくるほうがよい。ま た、道路は災害の際の交通規制ができない限り 有効ではない。混乱をもたらすのである。

政府は被災者の生活再建に対して冷たいが、 道路・港・空港などの交通手段関連のインフラ 整備には熱心である。しかし、現在でも過剰な コンテナバースがこれ以上必要であろうか。公 害の元凶とされ景観を破壊している阪神高速道 路、しかも陥没倒壊した道路を巨額の資金を投

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

じて再建する必要があるだろうか。災害時の輸 送手段としての神戸空港なるものが必要であろ うか。埋め立て地につくる海上空港は震災の際 に交通アクセスが閉ざされる危険性が高い。震 災によって交通アクセスが破壊されたポートア イランドや六甲アイランドを教訓にすべきだ。

政府や地方自治体は、大企業を誘致するため に経済特区あるいは経済自由区をつくる必要が あると言う。つまり、税金を減免し、安全基準 や環境基準などの規制を緩和しようとしている のだ。これまでの各地域での企業誘致策の殆ど が失敗したように、環境破壊、災害無防備、地 方財政の破綻をもたらすことになる。震災を理 由にして他地域へ移転しようとするような大企 業に対して保護する必要があるだろうか。

結局、政府の復興計画は防災を名にした従来 の開発政策の踏襲でしかない。それは、巨額な 公的資金を使って、大企業のために生産基盤づ くりをおこなおうとするものであり、公的需要 をつくることによって大企業に儲けさせようと しているのである。

### (2)住民主体の復興

震災復興の原動力は住民である。住民主体の 復興をおこなうためには、まず第1に住民が活 力を取り戻すことである。住み慣れた場所に仮 設住宅をつくるだけではなく、早急に公営住宅 の建設にとりくまねばならない。住居の確保こ そは生活と活動の原点なのである。また、個人 家屋や店舗、病・医院、校舎などの再建への資 金供与(給付ならびに無・低利子資金の貸付) が必要である。住民は苦しい中から立ち上がろ うと努力をしているが、被害が余りにも大きい ために、負担は個人の努力を遙かにこえている のである。経済的弱者ほど震災復興から立ち遅 れてしまうのである。

第2に、住民参加の下にまちづくりのプラン

をたてなければならない。まちは生活の拠点で あるから、生活者である住民が主人公である。 また、復興のためには5年も10年もかかる。し たがって、その地域に根ざした活動をおこなう 人たち、その地域を愛する人たちによって担わ れるべきである。震災特需だけを当てにして震 災地域で利潤を稼ぎ、それを他地域で使い、地 元からの雇用を殆どしないような企業は復興の 担い手ではない。

住民主体の復興計画の策定とはどのようなこ とであろうか。すべての計画や情報が公開され ており、住民の意見陳述の場が保障され、住民 の総意で意志決定されることが住民主体の計画 である。住民全員が一致することは極めて少な いかもしれないが、繰り返し繰り返し討議する ことによって、住民間で意見調整を行い、住民 を犠牲にしないプランをつくる必要がある。行 政が基本的なプランをたて、どの審議会を見て も同じ顔ぶれといった審議委員に賛成させ「原 案」をつくり、「オール与党」の賛成によって決 める方式は反住民的である。

第3に、計画の実行も住民が主体にならなけ ればなるまい。大企業任せでは駄目である。阪 神大震災のような大災害からの復興には大手ゼ ネコンなど大企業の力を借りる以外にないが、 あくまでも復興の主体は住民であり、大企業は その補佐役というシステムが大事である。その ためには、官公需の発注はできる限り地元業者 に優先すること、大企業は原材料などの一定割 合(たとえば50%)を地元から購入すること、 雇用数の一定割合を地元雇用することである。 復興のプランと熱意を持つ民間組織(生協やそ の他非営利組織)に復興事業を委託することも 一考である。復興のためのニーズや仕事はいっ ぱいあるが、震災によって大量の失業がうまれ るというミスマッチを解消することが大切であ る。阪神地域には若年労働者だけではなく、中 高年、管理職、事務職、営業マン、技術者、芸 術に堪能な人など多士多彩な人達がいる。この 人達が震災を復興していくのである。

#### (3)公的補償の必要性

復興計画を実行するためには、政府などの公 的資金の投入が絶対不可欠である。社会資本の 整備だけではなく、個人財産への公的補償が不 可欠である。政府がどれだけ震災復興に熱心で あるか、どれだけ資金を投入するかによって復 興の内容とスピードは決まる。

政府は大企業向けにはドンドン資金を使うが、 被災した個人財産への公的補償に関しては頑固 に拒んでいる。「個人の財産は個人が守るべきで あって、公的補償はできない」といっている。 また、「可哀想なのはわかるが、私有財産を公的 に補償することは資本主義のルールからいって 無理である。私有財産を公的補償させることは、 大企業や政府に利権を持つ人たちの常套手段で あり、被災者への公的補償を認めることは大企 業などの利権行動を擁護することになる」と考 えている人々もかなりいる。これが復興を遅ら せている最大の原因である。地方自治体も困っ ているのである。

二つの公的補償があり、一つは利潤追求の私 有財産に対する補償、利潤追求の失敗や放漫経 営のツケを公的に補償することである。公的資 金を個人の奢侈生活や蓄財のために使うなども この一種である。もう一つの公的補償は生活権 の保障である。被災者への公的補償は、東京都 の2信用組合への資金助成問題などとは性質が 異なっている。被災者への公的補償は利潤追求 の失敗に対する補償ではない。生活権の保障な のであり、被災者が復旧・復興の活動を行うた めの基礎条件の保障なのである。国家権力に群 がり巨額の利益をえている癒着や腐敗とは根本

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

的に異なっているのである。

しかも被災者は政府や地方自治体が安全・防 災対策を怠ったことの犠牲者である。これまで 開発行政が優先されて、行財政改革が強行され て、安全・防災、環境保全、福祉の充実がおろ そかにされてきたのである。それが大災害につ ながったのである。この行政の責任を思えば、 被災者の生活権を保障し、被災者が困難な中か ら復旧・復興に立ち上がっていく資金を助成し ても決しておかしくない。

政府や地方自治体は、放漫経営・政治家との 癒着による大赤字には気前良く援助しようとし ている。公害道路の阪神高速道路や緊急に必要 でない神戸空港に巨額のカネを使おうとしてい る。区画整理や都市再開発をおこない、住民か ら土地をとりあげ、大きな公園や街路を建設し ようとしている。他方、生活再建のための公的 補償を求める被災者に対しては実に冷たい。個 人責任論や自助自立論をもちだし、かたくなに 拒んでいるのである。

また、政府は財源がないからムリだといって いるが、財源は十分にある。GNPの1%ほどで まかなえるのである。軍事費やその他不要不急 の支出を削ればよいのである。10年間で630兆円 の公共支出の使い方を変えればよいのである。 生活再建こそが復旧・復興への道であることの 認識が重要である。

「経済大国」の日本、気前よく外国とくにアメ リカのためには資金を供与する日本において、 震災復興ができないわけがない。日本の経済力 を利潤追求・多国籍化・国際貢献のために使う のではなく、国民が安全で豊かな生活をできる ように使う必要がある。これは震災地だけの課 題ではなく日本国民の要求にも合致することで ある。

(神戸商科大学教授・兵庫労働総研理事長)

-13 -

## 復興まちづくりはいかにあるべきか

## 1. はじめに

戦後最大の災害となった阪神大震災からまも なく4ヵ月になろうとしている。緊急避難的な 課題から、次第に長期的恒久的復興の課題が重 要になってきている。しかし、実際には、まだ、 4万人以上の公的避難所生活者が存在し、明日 の見通しの立たない人々が大量にいる。この時 点で重要なことは、緊急避難的課題を速やかに 解消しつつ、長期的課題を進めることである。 その中心的な問題は、「労働総研ニュース」1)で も指摘したように、被災者の生活の安定を速や かに確保し、まちづくりへの参加を保障するこ とである。しかし、残念ながら、その後の経過 は必ずしもそのように進んではいない。今日、 復興まちづくりにかかわる論点として、以下の 3点が重要であると考える。すなわち、第1に 緊急避難的課題の解決と復興の課題の連結、第 2に、復興まちづくりのハード(フィジカル) な目標像、第3に参加の問題である。以下、こ れらについて筆者の考えを述べたい。

## 2. 避難所問題

緊急避難の生活形態として避難所生活がある。 神戸市では最大時23万人もの人々が避難所にい た。行政当局は、7月にはすべての避難所を解 消するめどを立てると発表しているが、現在な

## 塩崎 賢明

お4万人弱の人々が公的避難所で生活している (5月8日現在)。公的避難所以外の私的な避難 所・テント村等の人口は定かでない。

復興の最重要課題はいうまでもなく住宅であ る。被災者の意見を復興計画に反映することを 考えた場合、少なからぬ人々が、まだ避難状態 にあることに直面する。このことは、実際に苦 しい生活から人々を救出するという点で重要で あり、同時に今後の復興計画を考える上でも大 きな問題である。人は、食うや食わずの状態で 未来のことをまともに考えることはできないか らである。現時点で、復興計画を真正面から検 討していくには、3ヵ月たっても、少なからぬ 人々が非人間的な避難状態にあることを問題に しないわけにいかない。復興計画という中長期 的課題は緊急避難的課題と密接不可分に結びつ いており、後者の失策は前者の方向性を誤らせ る危険性を内包している。

## (1) 避難生活の解消

避難所を早く解消すべき理由は、①災害救助 法では1週間の施設とされており、法律の趣旨 からすればとっくの昔に解消されていて当然で ある。②また、実際上、きわめて劣悪な生活条 件であり、避難者の健康をまもるためにも、人 道的見地からも、一刻も早く解消すべきである。 ③小中学校などの、避難所が置かれている施設 の正常な運営のためにも、解消することがもと

— 14 —

められる。

神戸市には4月25日現在384箇所の避難所が あり、40,133人が生活している。神戸市は7月 末までに避難所の解消のめどをつけることを目 標として掲げたが、避難所の解消にはその前提 として、避難所生活者のための住宅が用意され ねばならない。はたして、それが避難所生活者 に的確にフィットするかどうかが問題となる。 この点は後述する。

避難生活の解消問題としてとえらた場合、公 的避難所以外に暮らす人々の問題が浮かび上が る。もともと公的避難所に入れずに、溢れ出て しまった人々や何らかの理由で公的避難所に入 らなかった人々が相当数存在する。そのボリュ ームは定かでないが、避難所に配達する給食数 で見た場合、就寝者数の33%増しぐらいである (4月10日現在)。これは、避難所周辺にいるテ ント村その他で給食を求めている人々の数であ り、私的避難所の人数と必ずしも同一ではない が、これに近い人数の人々がいることは間違い ない。かれらの生活状態もまた、困窮をきわめ ており、早急に解消されなければならない。

#### (2) 仮設住宅

兵庫県は仮設住宅を4万戸建設する予定で、 そのうち、神戸市分は2万3千戸である。神戸 市が3月10日におこなった全市の避難所調査

(回収数20,613)では、住宅の被害が大きかっ た16,807世帯(全体の84.5%)のうち86.9%の 世帯が仮設住宅を希望している。神戸市の仮設 住宅への第1次申し込み者は6万世帯であり、 この戸数では明らかに足りない。神戸市はさら に8,500戸の増設を県に要望し、県は国に対して 5,600戸(第1次分)の増設を要望している。し かし、仮設住宅の必要戸数は正確にはよくわか らない。市外転出者やテント村など私的避難所 生活者の仮設住宅希望数がつかめていないから 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

#### である。

仮設住宅の数量だけでなく、立地や設備、居 住性などの質的な問題がある。3月18日現在で、 仮設住宅に当選しながら辞退したものが神戸市 など7市で510件あることが報じられたが(読 売、3月18日)、3月末現在神戸市で少なくとも 7,713戸の決定に対して住戸の鍵が渡されたの は5,142戸であった。これらは、大部分が元の居 住地から遠く離れた仮設住宅に入居希望しない ものとみられる。

## 3. 復興都市づくりのイメージ

復興問題に関して、「震災に強いまちづくり」 が共通のスローガンとなっているが、中身は必 ずしも一致しているわけではなく、2つの潮流 がある。

第1は、地震に対してハードな力で対抗し、 地震に打ち勝つという考え方である。具体的に は、今回のような震度7の地震でも壊れない耐 震構造や液状化に耐える地盤改良などによって 堅固な都市づくりをめざす方向である。

これに対して第2の考え方は、自然に逆らわ ず、自然と共生しながら地震による破壊をなる べく小さく受け流し、速やかに避難して安全を 確保するような都市づくりである。むろんこの 考え方も、構造物としての安全性を軽視するわ けではないが、それだけに依存しないという立 場である。

両者の基本的な相違点は、自然に対して対抗 的か柔軟か、という点にある。前者は、地震に 対して構造物の強度で安全性を確保するという 点に重点があるため、どんな反自然的な都市づ くりも技術的に可能という考え方に導き、超高 層住宅や地下街、大規模交通施設の錯綜した都 市形成を促す危険性がある。しかし、自然の力 は人間の想像を越えてやってくるのであり、そ

-15 -

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

うした都市づくりは結果として大規模な被害に 結びつく。

## 4. 大都市開発の見直し

復興まちづくりを考える場合、今回の地震か ら教訓をくみとり、既存のまちづくりの方針(マ スタープランなど)を点検し見直すことが必要 である。

#### (1) 一点集中型都市構造の転換

震災で神戸の中心部である三宮は壊滅的打撃 を受け、市役所の建物の一部が使用不能となっ た。神戸市はもともと、東西に細長い市街地を 形成していたが、戦後、六甲山の裏側の開発と 埋立を並行して進め、同時に市街地の中心部は 兵庫、神戸、三宮と次第に東に移動してきた。 そして、線的な都市構造から三宮を中心とする 同心円的な一点集中型構造へと変化してきた。 こうした構造は神戸に限らないことであるが、 都心部においては夜間人口が少なく、郊外部で は雇用が少ない。人々は郊外のベッドタウンか ら遠距離通勤によって、中心部に働きに出る。 中心部には鉄道・道路等の交通機関が集中し、 平時から混雑を招いている。

このような構造は、効率的ではあるが、中心 部の打撃によって全体がマヒする危険性をもっ ている。地震に対してねばり強い都市を築くた めには、むしろ、それぞれの地域が一定程度の 自立機能をもち、大都市はその連合として形成 されることが望ましい。それぞれの地域はでき る限り職住近接を実現し、そのために雇用も備 えた郊外の市街地形成が必要である。

今回の地震は発生時刻が、早朝であったため、 ほとんどの家庭では家族が一緒にいたとおもわ れる。これが、オフィスアワーであれば、家族 は離ればなれになっており、交通・通信の寸断 によって相互の安否確認もできず、大混乱を招 いたと想像される。この点からも、総合的な機 能を備え、職住近接の自立的な地域の形成が望 ましい。無論、各地域は自治をおこない、災害 に対しても、地域で独立して機能できる防災体 制を持つことが必要である。

#### (2)都市開発

次に、都市開発における自然破壊を中止する ことが不可欠である。ポートアイランドや六甲 アイランドで大きな人的被害が出ていないこと、 建築物の倒壊等もなかったことをもって、埋立 地は安全といった議論がでている。ポートアイ ランドでは、液状化が大規模に発生し、唯一の 橋は通行不能となり、孤立化した。地震直後に 島を脱出しようとする人々が橋に殺到し、パニ ック状態に近かったという。また、市民の反対 を押し切って、人工島に移転した市民病院は被 災者救済にほとんど機能できなかった。これら の人工島は現在でも新交通システムが復旧せず、 半ば孤立状態にある。また、埋立地という軟弱 地盤に立つ高層建築物が本当に損傷を受けてい ないかどうかは即断できないし、地震時の揺れ の激しさは言語に絶するものであったという。 運良く倒壊しなかったとしても、そこは人間の 住む場所として適切な空間とはいえない。

震災復興に際して、西宮市などの埋立地に大 規模な住宅団地を建設する計画が浮上している が、住宅確保の重要性は当然としても、埋立地 に高層住宅を建設することは避けるべきである。 (2) 本鉄地形式

## (3)市街地形成

市街地の形成については、地上地下の重層的 な過密空間をなるべく避けるべきである。この 点で重要なことは、今回の地震で地下街での被 害が少なかったことを理由に地下空間の開発を 促進する考え方が出てきていることである。

地下空間での死者は少なかったが、実際には 地下鉄駅舎が破壊されるなどの被害も出ている。 また、地下街が完全に稼働している時間帯で地 震が発生していたならば、火災等の危険性は非 常に高かったとみられ、大きな犠牲者を出して いたであろう。

市街地の形成のあり方としては、そうした自 然に逆らう形ではなく、むしろ、オープンスペ ースや緑をきめ細かく、大幅に拡大することが 重要である。今回の震災でも、緑が延焼をくい 止めた例は多数報告されているし、身近なオー プンスペースが避難や、避難生活に大いに役立 っていることは明白である。神戸市は一人当た り公園面積が政令指定都市の中では最も大きい

(約14平米)が、これは山間部の広域的な公園 が平均値を押し上げているのであって、今回震 災を受けた古くからの市街地では、約5平米で ある。この点では全市に何カ所かの巨大な広域 避難場所の計画だけでなく、身近なオープンス ペースが重要である。

#### (4)国土構造·地域構造

神戸・阪神間の抱える問題は当該の自治体だ けでは解決しない問題も多い。そのひとつは非 常に狭い地域に、国土幹線がひしめいているこ とである。交通ネットワークはそれなりに必要 であるが、だからといって個別地域の生活環境 を破壊してよいというものではない。とりわけ、 大規模幹線道路の集中は、この地域のまちづく りにとって大きな足枷となっており、この問題 は都市の骨格を考える上で避けて通れない。今 回、阪神高速道路は600メートルにわたって倒壊 し、橋桁は93枚落下し、464本の橋脚が損傷を受 けた。道路の事業者は早速に復旧工事にとりか かっているが、この問題は壊れたから復旧すれ ばよいという単純な問題ではない。いわば、この 地域の都市の骨格にかかわる大きな問題である。 労働総研クォータリーNo.19(95年夏季号)

## 5. 復興まちづくりと住民参加

復興まちづくりに課せられた大きな責務とし て、住民参加がある。言うまでもなくわが国の 都市計画では計画される地域の住民はその決定 に際して直接参加することが許されていない。 都市計画の決定は都市計画審議会の議を経て知 事や市町村がおこなう。唯一、市民が関与でき るのは、決定の前に2週間縦覧される案を見る ことと、それに関して意見書を提出することだ けである。知事は市民から直接選挙で選ばれて いるとはいえ、市民は何もかも白紙委任で託し ているわけではない。ましてや、個々の住民の 生活や財産に直結する問題について、意見が反 映できない仕組みはいかにも後進的である。欧 米諸国では、こうした都市計画に市民が参加で きる制度がさまざまに行われている。近年にな ってわが国でも市民参加が必要との認識は高ま りつつあり、先の都市計画審議会答申でも取り 上げられたが、法改正にはつながらなかった。 このような文脈の中で、震災復興のまちづくり を考えるとき、今回の震災復興を市民参加導入 の端緒とすることが求められているといえよう。

現実にこれまで起こってきたことは、その逆 の現象であり、相変わらず行政主導の強権的都 市計画決定であった<sup>2)</sup>。しかし、兵庫県下13カ所 で提案された都市計画案に対して、市民の反対 運動はかつてなく盛り上がり、行政当局を驚か せた。その結果、県の都市計画審議会は、住民 との話し合いを行うよう異例の付帯意見を付け、 また神戸市長は、反対運動の強かった森南地区 住民に、今後は住民と話し合う事を約束する念 書を送った。計画決定は行われたものの、こう した成果は今後のまちづくりを進める上で大き な足がかりとなるものである。

しかし、実際に、話し合いが行われ、住民の

-17 -

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

意見が反映されるためには、すくなくとも当面 3つの条件が必要である。

第1に、希望する従前居住者が地域に戻って 来られる条件をつくることである。住民の7 ~8割がいない地域では、話し合うためには、 毎回電話や手紙で連絡を取らなければならない。 多くの住民が、帰って住む場所がないのである。 このことは先の緊急避難的課題とリンクしてい る。避難所解消のために闇雲に人々を遠く離れ た地域に追いやってしまったのではまちづくり に住民参加をと言っても空虚である。人々は 徐々にコンテナや簡易なプレハブなどの応急的 住まいを共同でつくり始めている。行政は個人 補償をしない原則や公平性等の点から、仮設住 宅づくりに終始しているが、そこには大きなミ スマッチが生じている。まちづくりを進め、本 設の住宅建設をうまく進める上でも、民間共同 による応急住宅建設を認め、支援することが必 要である。

第2に、全地区に自由に使える集会所の設置 が必要である。多くの地域で集会所は破壊され、 または避難所などに転用されている。人々が集 まり、学習し、個々の意見を出し合うためには、 場所がいる。まちづくりが問題となっている全 ての地区で、住民のための「復興まちづくりセ ンター」を、テントなりプレハブなりで、早急 に用意すべきである。

第3に、専門家の支援体制が必要である。広 大な被災地に対して、専門家の数量は圧倒的に 不足している。全国的規模で専門家の支援ネッ トワークが必要であり、同時に、専門家が住民 参加に正当に寄与するためには、住民が自由に 選定する専門家に対して行政が財政的援助を行 う仕組みが求められる。

(神戸大学工学部助教授)

注

- 1) 拙稿「阪神大震災と復興の視点」(『労働総研ニュース』 No.59,1995.2.1)
- 2) 拙稿「復興都市計画と民主主義」(『世界』1995年5月号)



-労働総研クォータリーNo19(95年夏季号)

## 阪神大震災による失業・雇用の現状と課題

## 草島 和幸

## はじめに

阪神大震災は多くの人命や住宅とともに港 湾・鉄道・道路・学校をはじめとする各種公共 施設、さらに工場・事務所・商店が大規模に破 壊された。電気・電話・上下水道・ガスなどラ イフラインと鉄道の一部はほぼ復旧したが、被 災者をはじめとする地域住民の生活と地域経済 ばかりか、日本経済全体にも大きな影響を与え ている。

大規模な復旧事業が始まっているが破壊され た施設・設備・工場などが完全に復旧するには 年単位の長期間が必要である。いまだに避難所 生活を続けている多くの住民がいるもとで、被 災地域や直接の被害を免れた人達を含めた労働 者などの失業・雇用・就業をめぐる問題が深刻 化している。

大都市部に突如として発生した大量の失業者 の発生と、その家族を含む人達の生活危機への 対応と雇用と就業機会の確保は当面する政治の 緊急課題であり、政府や財界の責任が厳しく問 われるところである。あわせて、労働組合をは じめとする大衆団体の要求と運動の強化、その 積極的役割発揮が求められている。

2月初旬から数回の現地調査、労働組合や商 工団体、研究者との話し合いをもとにしての実 態と問題点、さらにはこれからの課題について 検討する。

## 深刻化する失業と雇用一数万人規模 の無収入失業者が顕在化する一

震災発生から70日余りを過ぎた3月末現在、 行政的に把握できる失業と雇用の動向をしめす 指標である雇用保険・離職票の新たな提出と雇 用調整助成金(以下、雇調金)の申請は落ち着 いてきた。労働者の通勤圏から見て必ずしも全 てとはいえないが被災地を所管する兵庫県下の 職業安定所の1月下旬から3月末までの震災の 被害によるとみられる失業給付受給者と震災後 の求職申込み者は約1万3000人、雇調金受給者 は4万9000人、合計6万2000人となっている。

しかし、失業・失業状態になった人数はこれ にとどまるものでない。それは、①通勤事情や 既に移転して他府県の職安に離職票を出した労 働者、②パートタイマーや零細企業で雇用保険 の適用外と思い込み受給をあきらめた労働者、 ③新規学卒者で内定取消や内定にもならない就 職浪人、さらには④自営業者とその家族労働者 などが相当数にのぼるとみられる。

4月にはいり東西を結ぶ鉄道が回復したこと などで大手デパート・スーパーをはじめ営業が 再開したので雇調金受給者、休業による失業給 付受給者が減少するとおもわれるので行政的に 把握される6万2000人の失業状態は相当に減少

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

する。だが、先にみたとうりの潜在化している 失業状態の人達も視野にいれるなら震災による 失業・雇用対策の対象は10万人規模になるだろ う。

当面、失業給付期間の一律60日延長で離職前 賃金の60%程度の生活費が支給されているが間 もなくその期限もきれる。その時期は6月と9 月に集中するとされている。不況と異常円高に くわえての大震災の被害で阪神地域における安 定した雇用と就業確保が困難なもとで、大量の 無収入失業者が顕在化するのは必至である。

こうした事態は敗戦直後の一時期を除けば例 をみない。しかも大都市に集中しているのであ り被災地への深刻な経済的・社会的影響を与え ることは明らかであり、家族をふくめた生活保 障と安定した早期の雇用確保における効果的な 対策の実施が強く求められるところである。

## 2. 政府の雇用対策の問題点—広域的な 拡散では解決にならない—

震災直後といっても被災者が職安に殺到する のは2月にはいってからだった。事業主が大量 の離職票を受取りに、一時的休業にともなう雇 調金申請の手続きに、離職票をもらえない労働 者が相談にと自分も家族も被災者である職安職 員(全労働組合員)の連日の奮闘がつづいた。

政府が失業・雇用対策で最初におこなったの は、①先にふれた失業給付期間の一律60日延長 と、②一時休業(失業ではない)でも失業給付 を支給すること、③雇調金助成率の引上げ(大 企業2分の1、中小企業3分の2をそれぞれ3 分の2、4分の3に)、④転職せざるを得なくな った自営業者にも職業訓練受講を認め訓練手当 を支給するなどであった。

これは緊急時に現行制度を活用するうえで当 然のことであるが同時に現行制度とこれまでの 労働行政の限界もしめすものであった。

その第一は、震災によって就業不可能につま り失業状態になった全ての失業者に対応しきれ ていないからである。失業給付が震災発生時に 労働者と事業主が負担する雇用保険料を納入し ていた場合にかぎって支給されるからであり、 大量の未適用失業者が表面化するなど制度と行 政運営の両面で大きな問題点をざらけだした。

自営業者と家族労働者は同じ災害による失業 者でありながら制度から排除されているし、制 度上は対象とされながら零細企業に働く労働者 やパート労働者の大部分に受給資格が認められ ないこととなった。

第二は、事業主の営業再開にとって欠くこと のできない雇用継続が主旨である雇調金制度も 大企業では活用されても中小企業ではほとんど 使えないことである。それは雇調金にともなう 事業主負担ができないこと、助成金の支払いま での約三か月間のつなぎ資金がないことなどで これまでの不況対策においても指摘してきたこ とであった。また、緊急対策とはいえ雇用が継 続しているもとで賃金の一部にあたる給付に労 働者が拠出した保険料があてられることは保険 システムの基本問題を無視して休業理由の失業 給付にせざるを得ないことになった。

制度上の対象でありながら排除されていた雇 用保険への適用手続きが大幅に簡略化されたの は全労連などの要求と運動を反映した3月にな ってからである。失業給付の新たな申請が落着 くもとで政府も失業者の就業対策を始めること となった。

復旧事業など公共事業への40%の失業者吸収 率設定、雇用対策法の運用による未就職の新規 学卒者に対する訓練手当の支給、自営業者もふ くむ他府県への就職希望者へ交通費や移転費の 支給などをおこなうこととした。また、兵庫県

— 20 —

は震災復旧基金を使って被災者を6か月以上雇 用した事業主に50万円を助成することとした。

港湾・道路・公共施設・住宅・新たな都市計 画事業・これに伴う関連資材の需要など数兆円 規模の公共投資と労働力需要が見込めることは 確かだが40%の雇用吸収率が効果的に機能する 保障はない。大規模工事であればゼネコンが受 注しその配下の関連企業が他府県の労働者を使 用するだろうし、地元失業者にしても建設事業 へ就労を希望するかも不明である。

県の雇用助成金は一定の効果は期待できるが 中小企業が6か月も先の助成金支給まで持ち応 えられるか疑問である。

すでに川崎製鉄、川崎重工、住友ゴムをはじ め大手企業は震災を契機に工場の撤退を表明し ており関連下請企業やそこに働く労働者の二次 的失業発生のおそれもある。政府の就業対策は その場しのぎにすぎず地元に安定した雇用と就 業を確保することにはならない。

それどころか対策の最大の焦点は阪神地域か ら他地域への失業労働者の流出・分散がねらい であろう。不況と円高、さらには生産拠点の海 外展開による産業空洞化が進むもとですでに雇 用不安は全国に広がっており流出・分散の余地 はなく、ましてや被災労働者の要求ではないか ら本来の雇用・就業対策とならないことは明ら かである。

## 阪神地域に安定した雇用と就業を確 保する課題と運動発展を一国と大企 業の責任追及が急務一

焼け跡にビニールシートを張って店を出す業 者、崩壊した工場から機械や道具を掘出して仕 事を開始する零細自営業者、電気も、電話も、 鉄道や道路も麻痺状態のもとで互いに大きな被 害を受けていながら従業員と励ましあって自転

## 労働総研クォータリーNo.19(95年夏季号)

車とバイクで顧客まわりを始めた中小企業の社 長など困難を乗越える逞しい動きもはじまって いる。

ある中小企業団体役員は「復興ではだめだ、 長い不況で四苦八苦していた元の状態に戻るだ けで良いのか。」というのが今の合い言葉だとい っていた。大破壊からの大規模な復興事業を絶 好のビジネスチャンスにしなければとの思いで ある。

技術的には大企業やゼネコンが受注しても資 材の供給や施行の工事は地元中小企業に発注さ せろという当然の要求とそれを実現させる自ら の運動への決意が込められている。

ここに語られているのは地元に安定した雇用 と就業の機会を作り出すうえでの第1の課題で ある大企業の社会的責任追及である。

同時に、長年にわたり地域社会に君臨して高 利潤と高蓄積をあげながら大地震の苦難から立 上がろうと努力している市民と労働者を放り出 して撤退しようとしている大企業の責任を追及 しなければならない。その場合は直接雇用する 労働者とともに最末端までの下請企業の仕事と 経営安定と雇用・就業に責任をもたせることが 必要である。

第2は、復興事業を各種建造物や都市計画事 業に限定せず根底から破壊されたさまざまな住 民生活への支援やこれまでの行政から取残され てきたさまざまな分野のサービスを向上させる 事業も対象にすべきである。震災直後からめざ ましい活躍をしたボランティアの役割がそれで あり、本来は行政が対応すべき仕事であったし 今後とも充実しなければならない。

県と市など自治体が直ちに事業計画を策定し て政府にその実施に必要な子算措置を要求しな ければならない。そこには被災した多くの失業 者に長期にわたる雇用と就業が確保されるだろ

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

う。自治体と政府は先の復旧事業における地元 企業への優先発注にも責任を持つのはいうまで もない。

第3の課題は当面する数万人規模の無収入失 業者の顕在化を防止することであり失業給付と 雇調金の給付期間の延長が不可欠である。その 際に必要なのは、①雇用保険の対象外とされた 自営業者やパートタイマーなどにも給付される 全額国庫負担の失業手当である。雇用対策法に よる職業転換給付金が活用できるだろう。②最 大の問題はささやかな生活費の給付の期間が長 引くほど労働者のモラルが問題になる。通常賃 金の60%程度での生活と仕事のない毎日がどれ ほどの苦痛であるかは明らかだ。延長する給付 期間は安定した再就職にむけて意欲のわく高い レベルの技術・技能・資格を取得できる教育・ 訓練の期間としなければならないし、その期間 は6か月とか1年となる場合もあるだろう。

第4は、地元での最大の雇用は中小企業の活 性化にかかっている。住宅などの個人資産の被 害には義援金支給などがあっても工場や設備、 機械などは資本として補償の対象外とされてい る。住居と工場が一体の中小企業の実態を無視 する画一的な縦割り行政を改めて各種の支援や 融資を業者の生活保障と事業再開への努力を効 果的におこなえるように改めるべきである。

第5は、被災地の地場産業の復興であり、ケ ミカルシューズと灘五郷の酒造りが代表的なも のである。ケミカルは全国の80%を生産してき たが典型的な零細家内工業が中心であり地震直 後の火災で壊滅的被害を蒙った。集中していた 長田区は震災後の都市計画によって町が大きく 変えられようとしている。

既に他の産地が生産を拡大しようと動いてい るし、資本力のある企業が生産拡大をめざして のりだしている。県と市も都市計画を前提にし て遠隔地の工業団地への移転を勧誘しており地 場産業としての再生がおびやかされている。こ こでの最大の問題は10数種類にわかれた工程ご との生産体制と営業と生活が一体化した零細企 業特有の実態にふさわしい支援を具体化するこ とである。

大手の酒造メーカーは灘ブランドで全国各地 から製品を集めて事業を展開しているが、灘の 地元だけの蔵元は今秋の仕込みの見通しもなく 長年の伝統さえも放棄せざるを得ない危機に直 面している。低コストと効率だけを優先する資 本の論理が地場産業とそこでの大きな雇用・就 業の場を失わせてはならない。

## 4. 国民本位の政治転換への試金石

政府は5月中旬に震災復興のための補正予算 を提出しており、財界と大企業は大規模な復興 需要をあてこんで策動している。すでに、全労 連と労働総研は4月17日「市民本位の"みなと" の復興と港湾関連労働者の生活、雇用・労働条 件改善のための提案」を発表した。

政府と財界は日本で最大の貿易港である神戸 港の復旧を新たな高蓄積に効率的な施設と機能 に変えようとしている。崩壊した岸壁や大型コ ンテナヤードだけでなく港湾機能の24時間、365 日稼動体制にすることが最大の眼目である。

原材料や部品、製品の輸出と輸入が24時間、 365日も休むことなく行われることは港湾労働 だけでなく全国の工場や事務所が動き続けるこ とになる。それは、海外の場合も同様でありジ ャストインタイム=看板方式の全国・全産業化 と国際化にほかならない。

まして、ポートアイランド、六甲アイランド など神戸港の港湾機能が大規模な住宅や市民病 院と隣接していること、陸上輸送が市街地を大 型トラックでおこなわれることなど阪神一帯の

-22 -

住民生活が脅威にさらされるのは明らかである。

"みなと"が神戸市民と阪神地域の経済や住民 の生活に大きな影響を与えることは明らかであ り、我々の提案が政府と財界の策動との対決点 をしめす住民と"みなと"に働く労働者の生活 と権利を優先したものであることはいうまでも ない。

"みなと"とともに阪神地域が鉄鋼・造船をは じめとするふるくからの工業地帯であり日本を 代表する独占資本が100年余にわたって高蓄積 をすすめてきたところである。60年代以降これ らの大企業は全国各地に新鋭工場を展開して、 阪神地域の比重は低下してきたが震災の被害を 口実にして全面撤退しようとしている。

最末端までの下請企業と労働者の仕事と雇用 は震災から起ち上がるうえでおおきな位置をも つし、大企業の社会的責任が厳しく問われると ころである。

また、全労連と兵庫労連は5月18日、「地元に 安定した雇用・就業の確保を」との緊急提案を 発表した。この提案の中心テーマは、「復興への 参加で雇用・就業を」というものである。

復興と雇用をめぐる当面の重点は、広範な産 業分野における中小企業の役割であり、国と自 治体の効果的な支援が不可欠である。決済が繰 延べされた手形も間もなく期限切れになり倒産 と新たな失業発生だけでなく、被災地住民の復 興への意欲を潰すことになる。

事業再開への支援と融資の一環として特別な 対策が急がれるところであり、それは乱脈経営 と政財官の癒着が明るみになった東京の二信組 への資金投入よりも僅かな金額ですむだろう。

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

製造業だけでなく小売業、サービス業をふく む零細企業は工場や店舗と住宅が一体であり生 活支援と事業再開支援を分離できない実状に配 慮した対策が不可欠である。何よりも急ぐべき はこうした零細業者とその家族が失業者である ことを直視して、生活費にあてる全額国庫負担 による失業手当を支給すべきである。

大震災による雇用と就業の危機は工場・事業 所の破壊などによる一次的な多発につづき二次 的、三次的に広がろうとしている。大企業の撤 退とその影響とともに遠くは山陰や四国から六 甲山とその周辺や淡路島など観光客が激減し温 泉やホテル、飲食店、土産店の営業困難がつづ き従業員やパートの解雇もはじまっている。

震災にともなう雇用と就業への対策はこうし た事態への考慮がまったくない法律や制度、行 政と財政の仕組みだけの対応では困難である。 ましてや国民生活に犠牲を押し付け大企業利益 を優先してきた政治のもとではなおさらである。

"自己責任と市場原理"を口実にする規制緩和 の強行が政府と行政の雇用対策の無策をさらに 深刻化させることになる。

震災による失業・雇用をめぐる問題を深刻化 させている根源は労働者と国民の生活と権利を 抑圧してきた労働法制や中小企業支援の相次ぐ 改悪と後退の結果である。

かつてない大規模な被害のなかから困難を乗 越えて起ち上がる被災地の労働者と労働組合、 諸団体の奮闘に心からの敬意を表するとともに 国民本位の政治へ転換させる重要な契機を勝ち 取るためにともに奮闘する決意である。

(労働運動総合研究所理事)

## 被災者の暮らしをいかにたて直すか

## はじめに

「恐怖のあの瞬間は、娘は『ヒィーッ』と悲鳴 をあげて私に抱きついてきた。歯をガリガリと 鳴らし、言葉もなく腕の中で震え続けた。…… ダウン症の娘は、片時も側から離れようとせず、 私の手を握りしめて、うつろな瞳で、ボーっと すわっている。夜も何度か起き上がっては泣き だすし、余震の度におびえ、親娘でパニック状 態の毎日。……あの日以来、私は、度々同じ夢 を見る。松葉杖が見つからず、地を這って逃げ 惑う哀しい夢を。」

これはダウン症の子どもを育てている肢体障 害者の大地震体験の恐怖の言葉である。

いつまでも頭に残ってる地震の恐怖。破壊さ れた生活から、いかにして生きる希望をもって 生活していけるようになるのか。建物や道路が 復旧していくことだけで問題は解決しない。人 が人として生きていける「まち」をどのように つくっていくのか、が問いかけられている。障 害者の暮らしなどから問題をさぐって見たい。

## 1. 住宅・福祉行政の弱さを露呈

阪神大震災は今までの住宅政策、福祉施策が いかに不十分なものであったかを完全に露呈し た。そして、行政に住民の人権を尊重する姿勢 が欠如していることを鮮明に示した。

## 黒津 右次

被災地から一歩外に出れば、「豊かな国」とい われた生活がそのままあり、一方被災者は「ボ ートピープル」とも呼べる生活をしている。最 低のプライバシーも守られない避難所での暮ら しは極めて劣悪である。また、親戚・知人を頼 った生活も大変である。障害者の生活は親戚・ 知人でもなかなか理解されず、同居生活を続け ることが困難になっている。避難所の生活が困 難であるとか、頼るべき親戚がないことで、や むを得ず損壊した家屋で生活をする障害者も多 いが、ライフラインの欠如と余震の恐怖の中で 暮らすことになった。

まさに人間としての尊厳が否定された生活が 3カ月にわたっている。その上に、この状態か らいつ解放されるのか見通しがたたない。その ため、震災直後は「命があってよかった」と涙 したのが、希望のない生活から、「死んだほうが よかった」というつぶやきに変わってきている。 現に自殺者が出てきている。

このような状態が半ば放棄されているのは、 住民の人権を守っていくという政治姿勢が欠け ているといえるであろう。住民が明日に不安を 感じることのないようにするのが政治である。

その意味で、この事態は自然の災害による被 害に加えて、人災=政治による災害で被災者が 二重に苦しめられていることになる。

#### 〈震災は社会的弱者を直撃〉

大地震の被害が弱者のところに集中した。そ れは住宅の倒壊にしても老朽な木造住宅が最も 被害を受けている。また、神戸市でも高齢化率 の高い長田区で大火災が発生し、地域を焼つく した。

人的被害も、60歳以上の高齢者の死亡率が高い。友野哲彦氏の報告では、60歳以上の死亡率は男0.21%、女0.27%に対し、59歳以下は男0. 05%、女0.06%となっている。高齢者を直撃した震災といえよう。

さらに、震災後の健康破壊が高齢者や身体的 弱者に襲いかかっている。暖房もない、夜熟睡 することもできない場所で、冷たくて栄養価の 低い給食しかなく、風呂にも入れないような生 活が、精神的にも肉体的にも健康を破壊してい る。避難生活での死亡者が2、3月の間に500名 は出ていると推計されている。

また、社会福祉施設で死亡者をだしたのは神 戸母子寮のみである。ここは昭和10年築で、昭 和56年改築という古い建物であった。改築が検 討されていたときくが、対応の遅れが極めて不 幸な結果をもたらした。

障害者が働いている施設は、授産施設、小規 模作業所を含め、被災地に134ヵ所あるが、うち 18施設が建物の全・半壊で再開が困難になった。 再開が困難になったところは無認可の施設であ る。全国的に小規模作業所(共同作業所)づくり がすすんでいるが、この作業所は殆どが無認可 施設である。無認可の施設は制度上の資金が不 十分であるため、家賃の安い民家を借りたりし ている。また、市街地に設置されているという こともあって、災害をもろに受けたことになる。

一方、授産施設など認可施設では被災者の避 難所にもなるなどの役割を果たしている。この 差は施設設備への費用の掛け方の違いである。 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

福祉制度での弱者切り捨てがこのような結果を 招いた。

## <避難所での生活が困難>

避難所の生活は災害救助法でしめされた1週 間という期間であれば、緊急に生命を維持する ということでは、なんとか耐えられるものであ っても、長期にわたる避難所生活は人間として の暮らしにはならない。

この劣悪な避難所では、障害者や高齢者は生 活することができない。重度の障害者は地震発 生直後は避難所に避難したが、大部分の人は親 戚・知人を頼っている。また、自宅が完全に崩 壊していない場合は自宅に戻っている。知的障 害者をかかえた家族では、自動車で寝起きする こともあった。

このことは大災害が生じたとき、障害者や高 齢者は緊急に避難するところが保障されていな いという大変なことを示している。

障害者が学校などの避難所で生活できないの は、1つは、大きな余震や火災が起こったとき に大勢の人が1ヶ所に集まっているところでは パニック状態になる可能性が強い、そこから逃 げ出すことは困難であるとの不安があること。 2つには、狭い空間で、大勢の人の中での移動 が大変である。また、避難所は大部分学校であ ったが障害者が利用できるトイレがない。階段 や段差があり移動が困難である。周りの人に一 つ一つ協力してもらわねば行動できないという 問題があること。3つには、プライバシーが守 られない場所での着替えや排泄の世話がむずか しいこと。医療的なケアを受けることも困難で ある。4つには、障害によってはパニックを起 こしたり、大集団での生活に受け入れられない 行動が起こりうるため、大勢の人が集団でいる 避難所は避けざるをえない。

このような状況から多くの障害者が、多方面

-25 -

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

に個々に避難しているために連絡もとれない状態になっている。障害者団体や患者団体が懸命に安否の確認をとっているが、2ヵ月たってもまだ会員全ての安否確認がとれていないところも多い。

## <閉じ込められた生活>

震災以前から、障害者は「閉じ込められた生 活」になっていた。介助なしには外出できない。 階段があり、交通機関の利用も困難である。障 害者トイレがないために外出を敬遠せざるをえ ないなどから、殆ど外出しない障害者が10%程 度いることが各種の調査で明らかにされている。

最近、障害者にやさしいまちづくりがすすめ られてきた。兵庫県も「福祉のまちづくり」条 例を制定した。神戸市も地下鉄の全駅にエレベ ーターをつけるなど、障害者が自由に歩ける街 へ努力してきた。しかし、大震災は道路事情を 一変させてしまった。

何とか自分の住宅に住めても、道路がガタガ タであったり、瓦礫がそこここに散乱している ことなどで、障害者が外出することは困難であ る。白い杖と足で覚えた街も破壊され、四辻で の風の動きも変わり、視力障害者がひとり歩き することができなくなった。交通機関も寸断さ れ、バスを利用する乗り継ぎをしなければなら ない。また、交通機関の混雑がひどいために出 かけることがむずかしい。

復旧作業も車道優先ですすめられ、歩道の復 旧が遅れているため、障害者の外出困難を長期 化させている。

閉じ込められたような暮らしは、生活のリズ ムを壊して、精神的不安定を招いている。作業 所に通っていた障害者は、作業所が再開される まで、生活のリズムを崩し、二昼夜も放浪した り、昼夜の逆転した生活に陥ったものもいる。

避難所からの解放、避難生活からの解放が緊

急の課題になってきている。しかし、いつそれ が実現するのか全く見通しがたたない。

## 〈地域に住みたい〉

人間の暮らしは地域とのつながり、人と人の つながりがあって成り立つ。生活に困難な条件 をかかえる人ほど、馴染の地域で生活する必要 がある。

兵庫県・神戸市が被災者の中でも高齢者、障 害者の避難対策として特別養護老人ホームや障 害者の入所施設での保護を行うべく、全国的に 2万4千人あまりの受入れ体制を整えた。しか し、緊急保護した高齢者や障害者は県内の施設 にとどまり、他府県へ施設利用は少なかった。

また、神戸から遠いところには行きたくない という相談もいくらかでてきた。今まで住んで いた所に近くだという安心感、家族が尋ねてい くのに時間がかからないという親近感がほしい という願い。家族の状況から遠く離れると家族 と切れてしまうという場合もあった。

残念ではあるが、避難所から疎開した後に自 殺した高齢者も出てきた。

兵庫県教育委員会では、県内の障害児学校で の寄宿舎で被災障害児の受入れを準備したが、 希望者は0であった。大変な状況であるからこ そ親子別れて生活することへの不安が大きいよ うに思われる。

どこでもよいから住める場所を用意すればよ いとか、施設を準備すればよいということでは ない。今まで住んでいた地域での生活を大切に した復旧対策がたてられてこそ、人が大切にさ れる復興がすすめられる基本的な条件であろう。

#### 〈ケアラインが切れる〉

医療機関が破壊された。医療機関への交通手 段が切れた。そのために今まで受けていた医療 が受けられなくなった人が多い。高齢者や障害 者ではリハビリなど継続的な医療が必要である

-26 -

が、それが困難になった。継続的な投薬が必要 な障害者にとっても、薬が切れることで難渋し た。口コミを頼りに薬の調合をしてもらえる医 師をさがした。また、医療抑制が起こっている。 通常の状態であれば、医者や病院にでかけてい る状況にあっても、受診を辛抱している姿が見 られる。

人工透析を行っている患者は透析のできる病 院を必死の思いでさがした。透析が受けられな いのは死を意味する。腎友会の情報では、給水 タンクや配管、透析機械・設備の破壊や断水、

停電、交通の途絶によるスタッフの出勤不能な どで透析不能になった。大阪府透析医会の集計 では64施設で1,163人の透析を行い、265人の患 者が入院したとしている。

電話が十分に通じない、情報が得にくい、交 通機関が混乱しているもとでの医療的、福祉的 ケア継続は実に困難なことであった。

#### <安否確認すらできない>

公害患者会、生活と健康を守る会、脳卒中患 者会などが震災後2ヵ月以上経過しても安否確 認の活動をすすめている。身体障害者手帳所持 者への訪問活動などによる、安否確認はボラン ティアも動員して、震災後2ヵ月近くになって やっと行われたが、移住した人を十分に追跡で きていない。

何らかの名簿や台帳がある人たちですらこの 状況であるから、独居老人や地域の中で孤立し た生活をしていた人たちの安否は明確ではない。 震災後60日たって倒壊家屋の下から遺体が発見 されることにもなっている。

日常的に障害者や高齢者、ケアを必要として いる人が行政的に掌握されていることが必要で ある。そして、大きな災害が起こったときに障 害者や高齢者に救助・救援の手がしっかりと届 く体制がとれる体制を整える必要がある。

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

### 〈事態に適合した福祉制度を〉

生活保護受給者の住んでいた家屋が倒壊消失 すると、家賃を支払う必要がなくなったとして、 住宅扶助費のカットが行われた。収入を失った 人が避難所から生活保護申請をしようとすると、 避難所は住所と認定できないとして、申請が受 け付けられない。資産活用が生活保護受給の前 提条件であるために、生命保険の解約や資産の 処分をしなければ生活保護が受けられない。被 災者で仕事を失いつぎの仕事につくまで無収入 の間、生活保護を受けようとしても生活保護を 受給することができない。

生活に困窮したとき最後のよりどころとなる 生活保護制度が緊急事態の中で十分に機能しな いことが明らかになった。

一方、子どもの問題では、保育所が大切な役 割を果たした。被災地の子どもたちは「保育に 欠ける」児童とされたために、措置制度によっ て、保育が疎開先の保育所にも入所することが できた。これは、厚生省が保育制度から措置制 度を外そうとしながら、大きな運動の結果それ ができずに「措置制度」 が残されたためであ る。

〈ボランティアの活躍とこれからの課題〉

多くの若者がボランティアとして大活躍をし た。どの避難所でもボランティアの活躍が目立 った。また、ボランティアの活躍が全国に報じ られた。私の所属する兵障協にも、連日のよう に全国各地から、障害者へのボランティアをし たいという電話が鳴った。

行政の機能がガタガタになっているとき、食 事の配布、水の供給、高齢者の話し相手、障害 者の移動や家の片付けなどボランティアの果た した役割は大変大きなものであった。

専門的な技術をもった人たちも、救援活動に 積極的に参加した。医療関係者の全国からの参

## 特集・阪神大震災から何を学ぶか

加もあった。他都市から自治体労働者も被災地 に駆けつけた。

ボランティアがこんなに活動したことはかつ てないことであった。特に若い人たちの積極的 な参加は目を見張るものがあった。しかし、ボ ランティアの活躍が目立ったのは、逆にいえば 行政の対応の遅れが大きかったことによる。

ボランティア活動を今後どのように発展させ ていくか、今回の経験を集約し十分な検討が必 要であろう。

## 2. 明日が見えるように

被災者への救援対応は時間とともに中心的な 課題が変化してきた。震災直後には倒壊家屋な どから救出し、安全な場所への避難、水、食料 の確保という「生命維持」を軸にした救援であ った。そして「衣・食・住」を確保することが 必要になった。避難生活がそれなりに落ち着い てくる所から、普通の生活にもどる段階にはい り、「医・職・住」の確保が課題になってきた。

避難生活が長期化するにつけて、健康の維持=健康権の保障、働くこと=労働権の保障、 所得の保障と住宅の保障が重要になってきた。 被災者の具体的な要求を統括して、憲法25条の いう生存権保障の取り組みと位置づけることが 重要になってきている。

避難所からボランティアが引き上げるように なってきて、被災者が「自立」すべきとの論調 が広がってきている。確かに、自立することは 大切であるが、自立できる条件をどのように整 えていくのかが大きな問題である。

具体的には避難所で高齢者や障害者が物品の 運搬などに参加せざるをえず、そのことが大き な負担になるという問題もでてきている。

避難している人にたいして、個々の状況に応 じた対応と援助ができる体制をどのようにつく っていくのかは、この時機では行政の責任であ る。行政が被災者の実態と要求を正確に把握す るようにする必要がある。

被災者の不安は「明日はどうなるのか」が不 明確なことである。仕事のこと、収入のこと、 住宅のこと、暮らしに関わる様々なことが見え てこない。

これらの不安を取り除くために、行政の責任 で、各施策の内容とその進捗状況を的確に被災 者に知らせることが必要である。

## 3. 住民の安全と福祉を守る街を

私たちはこの度の大震災で多くのことを学ん だ。それらをどう生かしていくのか、そのこと が問われているように思う。

震災に強いまちづくりが盛んにいわれるが、 鉄筋コンクリートに固められた街になってしま っては、人が住めるものでもない。

街のなかに、歩いて行ける距離に高齢者施設、 障害者施設をつくって一定のケアが行うことが できるようすること。小中学校などにエレベー ターや、障害者トイレを設置するようにする。 学校給食が自校方式で小中ともに行う。日常的 に障害者や高齢者を受け入れる状況をつくって いれば、緊急時にも大きな働きをするのである。

救助活動が近所の人たちによって行われた経 験が多く語られている。改めて人のつながりの 大切さが確認された。

このようなことを考えあわせれば、震災に強 いまちづくりは、人間を大事にすることを基盤 にして、ノーマライゼーションを広げ、人と人 のつながりを深め、住民主体の地域づくりを進 めていくことであろう。これは障害者が安心し て暮らせる街こそ震災に強い街である。このこ との実現に向けて取り組みを進めていきたい。

(兵庫障害者連絡協議会会長)



## 第4回世界女性会議に向けて

## 大関一清子

今秋北京で、国連主催による第4回世界女性 会議(9月4日~15日)が開かれ、並行してNGO 女性フォーラム(8月30日~9月8日)もおこ なわれる。世界女性会議・NGO女性フォーラム とも、1985年のケニア・ナイロビでの開催以来 10年目、アジアで初の会合とあって、日本での 関心も高い。

世界女性会議は、ナイロビで採択された西暦 2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」)の実 施状況の見直しと評価をおこない、女性の地位 向上の障害を分析し、それらを克服する手段を 明らかにする「行動綱領」を採択する。NGO女 性フォーラムは、政府間会議である世界女性会 議に民間女性の意見を反映させ、「行動綱領」に それらを盛り込ませること、同時に世界の民間 女性の交流やワークショップ、展示等をおこな い、女性差別撤廃をめざす世界的な連帯の強化 をめざしている。

1975年の国際婦人年に、「平等・開発・平和」 を共通目標として、女性への差別撤廃をめざす 取り組みがスタートして以来、引き続く国連婦 人の10年(1976~1985)、さらに85年以降の2000 年に向けての活動と、この20年間の女性差別撤 廃への世界的な取り組みは、多くの成果をあげ てきた。しかし、女性への差別は依然根強く、 世界的な不況や南北格差の拡大などの中で、女 性の地位はむしろ低下する状況さえ生まれてい る。それだけに、会議で採択される「行動綱領」 は、女性差別を生みだしている今日の社会的経 済的政治的な要因と、それを取り除く方向を明 確にし、21世紀に向けて女性差別撤廃のたたか いを推進するものとなることが求められるが、 現在明らかになっている内容は、いくつかの大 きな問題点をもつものとなっている。

「行動綱領」の最終案は、ことし3月~4月に かけて開かれた国連婦人の地位委員会(会議準 備委員会)で討議されたが、とくにNGOから多 数の修正意見が出され、かなりの項目が保留の まま、世界女性会議の討議に付託された。いま や国連、各国政府も、NGOの役割を無視できな くなっており、NGOの引き続く活動が、会議を よりよいものにするために重要になっている。

## 貧困の拡大と女性の地位の低下

今日世界の女性が直面している主要な問題の 一つは、女性の貧困の増大である。特に80年代 以降の世界的な不況、南北格差の拡大、紛争の 広がり等は、貧困に苦しむ女性を増加させ、こ れまでかちとってきた地位の後退さえ招いてい る。今世界の貧困者の7割以上が女性である。 その圧倒的多数は開発途上国の人々であるが、 最近では先進工業国にも広がっている。ヨーロ ッパやアメリカ、そして日本でも、女性の失業 率の上昇、低所得層の増大など、女性の貧困化 は、世界的な共通の問題となってきている。

### 国際・国内動向

「行動綱領」案が世界の女性の取り組むべき行 動のトップに「女性の貧困の克服」を掲げてい るのは、その現実の重みを示すものといえよう。

## 開発のあり方、

## 構造調整計画(政策)をめぐって

しかし、「綱領」案では、貧困克服の方向はあ いまいである。

経済中心の開発、市場経済化の推進が、貧富 の差の拡大、生活基盤や環境の破壊をもたらし、 とりわけ女性の貧困を促進したことは、これま で多くの事実が明らかにしてきた。この3月に 開かれた世界社会開発サミットは、経済開発と ならんで生活向上を直接の目的とする社会開発、 「人間中心の開発」を強調したが、女性の地位向 上にとってはこの立場が一層重要になっている。

多大な累積債務を抱える途上国に対し、世銀 やIMFが融資の条件として押しつけた構造調 整計画は、緊縮財政や賃上げ抑制、民営化など の実施で、失業の増加、保健・衛生・福祉予算 の縮小による健康悪化、教育費削減による就学 率・識字率の低下等を招いている。そのしわ寄 せを最も受けているのは女性である。だが「綱 領」案の討議では構造調整計画の受け入れを認 める動きも強く、評価の一致は得られていない。

85年の「ナイロビ将来戦略」では、途上国女 性の深刻な困難は、国際経済の構造的不均衡の 是正及び新国際経済秩序確立への努力がなくて は達成されないとし、その実行をさぼり続ける 先進国を鋭く告発していた。今回の「綱領」案 ではこうした指摘はみられず、むしろ協調によ る国家間の問題解決への指向が強く打ちだされ ている。

## 女性の権利は人権

女性の人権確立をめぐって、女性への暴力撤

廃は、こんどの会議の焦点の一つとなっている。

1993年の世界人権会議は、「女性の権利は人権 である」ことを改めて確認し、とりわけ女性の 人権を蹂躪する性暴力撤廃のために、各国政府、 NGO、国際社会が行動をおこすことを呼びかけ た。同年末の国連総会は「女性に対する暴力撤 廃宣言」を採択、女性に加えられるあらゆる暴 力は、女性の尊厳への侵害であることを明確に した。ここにいう暴力は女性に対する肉体的、 精神的、性的、心理的なものを全て含み、人身 売買、出稼ぎ女性へ暴力、レイプ、夫の暴力な どの直接的なものだけでなく、国家による、ま た国家が容認している暴力をも含んでいる。こ れまで明るみにでにくかった家庭内暴力も、問 題状況を明らかにする取り組みが、世界で、そ して日本でも始まった。

もう一つの問題は開発と人権の関連である。 93年の世界人権会議では、経済開発は国益にか ない、経済成長達成のための人権の制限はやむ を得ないとの論議が、アジアの一部一インドネ シア、中国など一から出され、人権の普遍性の 主張とはげしく対立した。開催地中国の民主化 要求への弾圧や「一人っ子」政策などの人権状 況をみるとき、人権について果たして率直な討 議ができるのかとの危惧もだされている。

## 平和・核兵器廃絶をめぐって

国連は今度の会議を「冷戦後初の世界女性会 議」と位置づけ、冷戦終結論の立場から、世界 的紛争の脅威は小さくなり、一方民族紛争が平 和への脅威となっているとの立場をとっている。 こうした立場の反映として、「行動綱領」案は平 和への取り組みが弱く、これまで民族自決権の 擁護や世界平和の緊急課題である核兵器廃絶の 項目はなかった。日本をはじめ世界各地のNGO からこれに対するきびしい批判と意見が集中し、

— 30 —

最終案の討議では、平和の部分は総書き換えと もいえる修正がおこなわれた。こうした働きか けを通じて、まだ保留付きではあるが、「核兵器 廃絶促進」の記述が入れられた。これを実際の ものにするためには、NGOのねばり強い努力が 引き続き必要となっている。

今回の会議では、従軍慰安婦問題に対する日本政府の責任が、アジア諸国から問われることは必至である。この問題もNGOの働きかけで、「綱領」案に性的奴隷(従軍慰安婦を意味する)に対する「全面的な調査と責任者の訴追、被害者への補償」が明記されることになった。

## 日本の取り組みと課題

世界女性会議、NGOフォーラムに対し、日本 に求められているのは、「経済大国」日本の女性 の現状と差別撤廃のたたかい、核兵器廃絶をは じめとする平和への取り組みを反映させ、世界 の女性運動の前進に貢献することであろう。

昨年5月、婦団連、全労連婦人部、新婦人、 全商連婦人部協議会のよびかけで発足した「第 4回世界女性会議・NGOフォーラム準備の会」 は、日本の女性の地位向上をめざす到達点とた たかいを世界の女性に知らせ、「平等・開発・平 和」への連帯を強めることをめざし、国内運動 の発展を基準に準備をすすめている。

「準備の会」が、NGOフォーラムを通じ世界の 女性に訴えようとしているのは、次の3つの問 題である。①「経済大国」日本の働く女性の現 状とたたかい―男性の半分という先進工業国で 最大の賃金格差、不況を口実にした女子学生の

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

就職差別、パートの首切りなど、日本の人権無 視、女性差別をも利用した過酷な搾取の実態、 農業、自営業に働く女性の現状。これらの実情 に対する人間らしい暮らしと労働、差別の撤廃 と、大企業の横暴に対し民主的規制を求めるた たかいなど。②被爆の実相と核兵器廃絶をめざ すたたかいの発展。③日本の侵略戦争に対する 戦争責任、特に従軍慰安婦問題への取り組み。

アジアでの初の会議とあって、NGOフォーラ ムには、日本から数千人規模の参加がいわれて いる。なによりも必要なのは、それぞれの国内 運動を基本に、女性差別を生みだす根本原因と、 それを取り除くための方向を、世界の女性とと もに明らかにする努力を強めることであろう。 2つの会議を21世紀に向けて新たな前進をつく りだす契機とするために、私たちの活動がます ます重要になっている。

(日本婦人団体連合会事務局次長)

- (注)「行動綱領」案の「重大問題領域」は次の12項目である。( )内は保留付。
- ①女性への持続し、増大する貧困の重荷
- ②あらゆるレベルにおける不平等な教育へのアクセス又は不 十分な教育・訓練機会
- ③保健及び関連サービスにおける不平等
- ④女性に対するあらゆる形態の暴力
- ⑤迫害及び武力又はその他の紛争の女性(特に外国の占領又は支配下に暮らす人々)に及ぼす影響
- ⑥経済構造・政策の決定及び生産過程自体へのアクセス及び 参加における不平等
- ⑦あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の 不平等
- ⑧あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための 不十分な仕組み

⑨女性のあらゆる(普遍的)人権の促進と保護

⑩女性とメディア

- ①女性と環境
- 12少女

## ペナン消費者協会の活動に想う

筆者は昨年10月末から11月初めにかけて、愛 労連、愛商連、愛知労問研の人たちと一緒に、 マレーシアとタイを訪ね、現地労働組合の幹 部・活動家たちと交流したり、愛知県から現地 に進出した日系中小企業を見学したりする機会 に恵まれた。これはもともと、昨年6月末に開 かれた全労連主催「アジア・太平洋労働組合シ ンポジウム」の成果の一つとして、現地労働組 合との直接交流が可能となったことから企画さ れた調査旅行であった。日系企業のアジアへの 進出が国内的にも国際的にも大きな問題となっ ている今日、この調査旅行をつうじて得られた 知見は貴重なものであった。

だが、その調査旅行全体についての報告はま た別の機会にゆずって(近く報告書が出る予 定)、ここではとくに、旅行途上で立ち寄った「ペ ナン消費者協会」の活動について報告しておき たいと思う。労働総研の活動ともかかわって、 それは、きわめて注目すべき社会活動を展開し ている「民間研究機関」だったからである。

以下は、インド人女性ディレクター=スピヤ ニ氏のわれわれへの説明、「協会」紹介のパンフ レット、「協会」内各セクションの見学、何人か の「協会」スタッフへの質問などをつうじて知 りえた、その活動内容である。

## 「協会」の目的

マレーシアの保養地として有名なペナン島に

大木 一訓

あるこの「協会」は、1970年設立というから、 まだ比較的歴史の新しい団体である。それは、 消費者および労働者のよりよき生活環境と権利 のためにたたかうことを目的として設立された、 非営利の民間団体である。政府や自治体からの 援助は受けていない。それがふつうの消費者団 体と一味ちがうのは、商品・サービスの公正な 価格やよりよい質のために活動するだけでなく、 消費者の権利擁護と、食料、住居、健康、衛生、 公共交通機関、教育、クリーンな環境などの基 本的生活条件確保のためにたたかう、という目 標をかかげていることである。しかも、消費者 という場合、その多くを占める労働者を非常に 重視している。そして、調査研究・教育・相談 活動をつうじて、なによりも庶民の社会的文化 的力量を高めることに力を入れていることであ る。「庶民に発言させる」ことが「協会」の目的 であり、当然、活動の中では政府の政策を批判 することになることが少なくないという。

## 具体的な活動内容

「協会」の活動は、苦情相談、法対策、教育、 調査、地域・地方問題、出版、マスコミ、図書 館の8つの部門にわかれて展開されている。具 体的な活動内容を見てみよう。

(1)苦情相談活動は「協会」の一つの重要な活 動領域である。年に3,000~4,000件の苦情相談 に応じているという。腹を立てた人たちが直接

-32 -

訪ねてきて相談する場合が多いが、電話や郵便 でも苦情を受け付けている。相談内容の制限は なく、不良食品問題、金製品の重量や品質にか かわる問題、環境への影響問題、行政サービス をめぐる問題、それに誇大広告や訪問販売をめ ぐる問題等々、ありとあらゆる問題がある。住 宅にかかわる苦情では、工期の遅れや欠陥工事 をめぐる問題などが多い。だが、もっとも多い のは労働問題にかかわる相談で、たとえば、解 雇手当を払わないとか、病気休暇を認めない、 労災補償が認められない、あるいはそれが年2. 000マレーシア・ドルというような非常に低額で ある、などの苦情がある。さまざまな苦情は、 直接当事者に補償させ将来にわたる是正をさせ る場合や、担当する行政当局にもちこまれる場 合があるが、場合によっては法廷にもちこまれ て争われることもある。

(2)法対策部はそうした場合にも対応できるよ う設けられ、二人の弁護士と助手が専属で法的 な相談に応じている。苦情相談の手助けをする だけでなく、場合によっては、地域社会の法律 問題を援助する活動をすすめている。法対策部 は、法律関係の文献・資料をたくさん集めた図 書館をもっており、判例動向や地方の法制度の 動向などもたえずチェックしている。

(3)教育部門の活動では、12人の活動家が活躍 しており、小学校から大学までの教育機関や、 教員、婦人、青年などの団体・グループ、それ に各種の宗教団体などで、消費者問題について の講座、実習、展示会、演劇コンテストなどを 組織している。とくに重視しているのは、将来 の親であり政策担当者である学校の生徒たちに 対する教育で、全国で200以上の学校に消費者問 題のクラブを設立する援助をしている。それら の教育活動を行ううえでの教科書や資料作りを 行っているのはもちろんである。「協会」は、次

## 労働総研クォータリーNo19(95年夏季号)

の世代が消費者の権利や生活保障に自覚的な世 代となることを大いに期待している。

(4) 地域·地方問題部門 (community and rural section) では、農村地方や地域社会の恵 まれない人々のための活動をしている。たとえ ば、マレーシアにはパーム椰子やゴムのプラン テーション(大規模農地)があるが、そこでの 労働者の生活はまずしく、一部屋に6人もの家 族が住んでいることもめずらしくない。電気や 水道のない家も多い。そうした生活の基本的条 件が満たされていない人々は、他にも、漁民、 農民、ゴム園小所有者、借家人、不法居住者な ど、非常に多い。最近では、都市開発にともな う環境問題や土地収容をめぐる問題、都市に流 入する人々の住宅問題などの問題も起きている。 「協会」は、人々がこれら自分たちの生活問題を 社会的に提起する手助けをしている。また、こ れらの人々の間で、食品、栄養、健康などに関 する基本的な消費者教育をすすめていくのも協 会の仕事である。教育活動は、対話、討論、個 別訪問相談、スライド映写、展示会などの形で 行われている。

(5)調査研究部門は、比較的小さな部門ではあ るが、さまざまな専門領域に別れて活動してい る。健康と栄養、食品その他生産物の安全、医 薬品、基本的な生活条件、環境、市場での不正 行為、金融財政、労働者の権利、非道徳的な広 告活動、文化と生活様式、婦人、といった諸問 題について、一人ないし数人の担当者がついて 調査研究している。麻薬、毒物、食品の安全な どについては新製品を購入して調査することも しており、食品の製造方法や食品添加物につい ての面接調査や、禁止されている薬品が販売さ れていないかどうかの市場調査もしている。

(6)出版部は、隔週で英語のニュース・レター を出しているほか、マレー語、中国語、タミー

— 33 —

## 国際・国内動向・

ル語でも月刊のニュース・レターを出している。 漫画入りの小学生向けの月刊誌も作っている。 そのほか、他の部門の活動にかかわって、消費 者問題にかんするさまざまな著作、報告書、パ ンフレットを出版している。また、「協会」の教 育活動に使う教材やポスターも作っているが、 それらは一般にも提供している。

(7)メディア部門では、教育活動につかう視聴 覚教材(ビデオ、カセット、スライド)をつく り、そろえている。また、「協会」の出版物やポ スターを使って、禁酒、禁煙、糖分節制、肥満 防止などのキャンペーンを展開することもして いる。さらに、ここではテレビや新聞などの広 告や記事で、消費者に誤った情報を流していな いかどうかを、たえずモニターしチェックして おり、問題があれば、連絡して是正させるよう にしている。ちょうどわれわれが見学したとき には、二人の女性スタッフが精力的に日課の新 聞の切り抜きをしているところであった。

(8)図書館には、本や雑誌とともに、活動にか かわるさまざまな報告書、パンフレット、モニ ターしている新聞の切り抜きなど、広範囲の資 料が収集・整備されていた。労災、食品安全な どについても系統的に資料を集めている。日本 をふくむ海外からの雑誌・資料の収集も行って いるという。図書館の一室には、数百冊もの「協 会」関係出版物が所狭しと展示されていた。

## 庶民に根をおろした総合的活動

ペナン消費者協会は、国連のWHO(世界保健 機関)にも加盟している「第三世界」最大の消 費者運動の組織として、東南アジアの国々では 非常によく知られているようである。実際、マ レーシアだけでなく、タイで会った人々もほと んどがその存在を知っていた。設立以来4分の 1世紀の間に、その活動は高度な発展をとげ、 庶民の生活のなかにしっかりと根をおろしてい るようである。そのことを疑問の余地なく確認 できたのは、「協会」の労働問題担当バーラ氏 が、ペナン島対岸のマレー半島に立地している バタワース工業団地と、そこに進出している日 系企業について、賃金労働条件や労資関係をふ くむ詳細な実態をわれわれに報告してくれた時 である。「日本的労務管理の日系企業も、労働者 を低賃金で搾取し、必要となれば容赦なく解雇 や下請けの切り捨てをする点で、ドライなアメ リカ企業となんら変わらない」という氏の批判 に、庶民の立場にたってたたかう「協会」の姿 勢が端的に示されていた。

「協会」の活動は、約100人の専従活動家と、 かれらに協力する調査員やモニターによって支 えられている。マレーシア国民は、主に中国人、 マレー人、インド人の三つの人種からなりたっ ており、おおまかに中国人が経済的実権を、マ レー人が政治権力を、インド人が下積みの仕事 を、という社会構造になっていると言われるが、 「協会」の各部門を見学した印象では、活動家に はインド人が多く、次いでマレー人が多い、と いう実態のように見受けられた。専従活動家に はきちんと通常の給料が支払われているという ことである。

驚くのは、マレーシア国内ばかりでなく国際 的にも展開されている、これだけの大規模で多 面的な活動が、一切の公的援助なしに、また会 員組織や会費収入もなしに行われていることで ある。必要とされる莫大な活動費はどうやって 調達しているのだろうか。財政的には主に、出 版物からの収入、苦情相談で問題を解決した時 の補償金からの寄付、委託調査報酬でまかなっ ている、というのがわれわれの質問への答だっ た。ただ、実際にはその他にも、「協会」への寄 付がかなりあるようである。たとえば、「協会」

— 34 —

本部は高級住宅地域の広々とした敷地に数棟の 建物をかまえていたが、それはある篤志家から の提供によるものだということであった。筆者 が確認したところでも、会員からの会費収集は ないけれども、恒常的に寄付をしてくれる人た ちはいるということである。それは、「協会」活 動への広い社会的支持があってのことであろう。

「協会」の活動で感心したのは、その活動の総 合性であり、各専門部門間の多面的なチームプ レイによって生み出されている高度な活動成果 である。日本でいえば、労働総研、全労連調査

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

部、労働者教育協会、自由法曹団、生協、等々 がみな一つにまとまって活動しているような内 容であり、そこから非常にインパクトのある社 会的影響力が生み出されているということであ る。日本でのわれわれの活動も、いま少し総合 的有機的な活動のあり方を考えなければならな いのではなかろうか。

ともあれ、いろいろ考えさせられることの多 い、ペナン消費者協会訪問であった。

(常任理事・日本福祉大学教授)

## 悪化する母性保護一全損保支部調査から

## 北山 利夫

## はしがき

特に男女雇用機会均等法施行(1986年)以来、 母性保護の問題は実質的に形骸化されつつある ように思われる。それは男女雇用機会均等法が、 始めから歴史的所産である男女の性的差違にも とづく各種の労働保護(深夜業禁止、危険有害 業務の制限、残業・休日出勤の制限、その他母 性保護等)をないがしろにするといった危惧が 強く懸念されたところであった。

全損保のある支部では1973年から1993年にか けて、男女各約1千人を調査対象者として隔年 毎に実施している健康状態実態調査で既に12回 を重ねている。最新の調査時期は1993年11月、 男子1,084人、女子947人、合計2,031人であっ た。ここでは実施した調査の結果から、その一 部ではあるが生理休暇その他女性保護の部分の みに絞ぼって実証的に紹介し参考に供したい。 (注)資料はいずれも本調査によるものである。

## 労働環境の変遷の概要

本題に入る前に、この全損保支部の今日まで の過去20年間の労働環境の変遷の概況について 触れておこう。まずこの調査のきっかけは、当 時のわが国経済の高度成長から、オイルショッ クを経、仕事は高密度化、過長時間労働が進行 し、金融機関では事務機械化が行なわれ職業性 「頸肩腕障害」が発生するなど過労性に伴なう 健康障害が顕在化し始めた頃であり、高度経済 成長に伴なう健康障害の後遺症を検証すること にあった。

その後金融機関は金融自由化に伴なう「新金

— 35 —

#### 国際・国内動向

融効率化政策」推進の下に、不公正過当競争が 繰り広げられ、一方要員削減の「合理化」によ る効率化競争の激化となる。またバブル経済の 狂奔へ、仕事はOA化がより進展しオンライン 化、超過密、超過長時間労働がもたらされ健康 障害がより拡大するに至り本健康調査は継続し て実施されるに至った。85年以降はさらに円高 不況、バブルの崩壊など、経済の低成長と変遷 したが、その間収益第一主義の効率化政策の基 調は一貫して変わることなく、超過密、超過長 時間労働は解消することもなく今日に至ってい ると言っても過言ではない。

それは残業時間の推移に代表される。過去20 年間の1カ月平均の残業時間数変遷の推移について示すと、図1に見られるとおりである。

残業時間が73年以降、男女共に年々延長の一 途を辿っている。91年には一応ピーク(月間平 均残業時間は男子が57.7時間、女子が34.0時間) であり、93年はバブル崩壊後の経営コスト軽減 からやや残業の抑制が見られるものの、今後の 減少についての保証は何等みられない。しかも コスト削減から残業手当もサービス残業や風呂 敷残業などでカットされることが多いというの が実情である。全損保では所定内労働時間制は 先進的であり、早くから年間1,720時間と短い が、それでも残業の多少減少したという93年で すら年間総労働時間は男女平均で2.150時間を 超えている。労働省の目標としている96年度、 年間1,800時間以下にはとうてい程遠いのが現 実の姿なのである。しかも特徴的なのは、男女 雇用機会均等法施行(86年)以降、女子の残業 時間の延長がより顕著に見られることである。

過長労働時間の諸弊害については、本題では ないので省略するが、OA化の下、残業時間の延 長は、仕事量の増大、ストレスの増大、蓄積・ 慢性疲労の増大をもたらし、そして「過労死」 の危険性(残業が月間60時間以上では過労死が 多く見られている)をも拡大している。家庭生 活は犠牲にされ、健康状態は心身共に非常に悪 い状態に陥っている実態が本調査の結果からは (図2参照)随所に見られ実証されている。

#### 女子労働の問題

以上のような労働環境は、女子労働に幾多の 問題をもたらしている。まず、過長労働時間の 問題である。女子の1カ月平均残業時間も男子 同様に調査以来、延長の継続である。73年(8 時間)に比べて93年(25時間)には約3倍以上 と長くなっている。(ピークの91年には34時間) つまり労基法第61条に定める「満18歳以上の女 性については、(三六協定があっても)1日2時 間、1週間6時間、1年間150時間を超えて時間 外労働や休日出勤をさせてはならない」の規定 を遙かに凌駕しているのである。男女雇用機会 均等法では「残業や深夜業の拡大緩和された」 として施行後は女子の残業時間の顕著な延長と いう特徴が見られたのである。

次にOA化は、女子労働に依存することが多 いものである。VDT機器の1日の作業時間を見 ると次の通りで、女子が主体となっている。 1日~30分未満~1時間~2時間3時間3時間以上計 男子 57% 25% 10% 4% 4% 100% 女子 22% 34% 28% 11% 5% 100%

また女子の場合は一連続作業時間が2時間を こすものが約20%と多く見られている。しかも 最近の職場環境は人工的になりワークステーシ ョンをはじめ冷暖房や照明の不備も少なからず 見られ、冷房からの冷えによる生理障害、仕事 からの精神的ストレスの増大化、眼性疲労や視 力低下などの問題が多く見られている。例えば、 売薬依存も多くなり使用状況の一例を見ると、 「目薬」では45%(男子28%)、「頭痛薬」が30%

— 36 —

労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

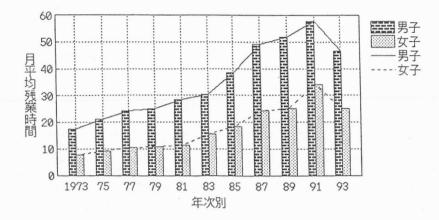
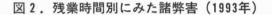
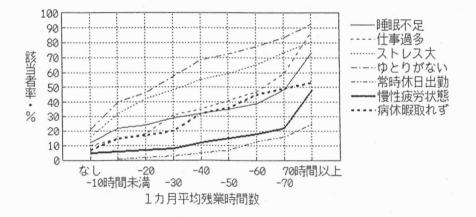
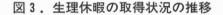
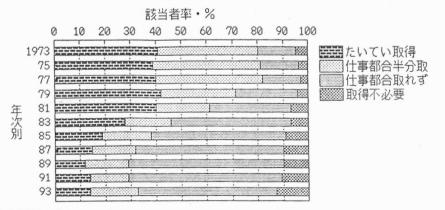


図1.月平均残業時間の推移









図はいずれも本調査による。

#### 国際・国内動向

(男子10%)など典型的で、また85年以降は男子 同様に「総合保健薬」や「疲労回復薬」などの 使用の増加が顕著に見られている。

#### 女性労働保護について

残業時間(深夜業を含む)の他に女性労働保 護の問題として有害作業の禁止、その他生理、 妊娠、育児などがある。

男女雇用機会均等法施行後、同法を口実に女 性労働保護の問題は雲散霧消したかのようであ る。ここでもう一度確認しておこう。同法の第 1条では「女子労働者の福祉の増進と地位の向 上を図る」ことを目的としているが、第2条で は「次代を担うものの生育について重要な役割 りを有するものであることをかんがみ、女子労 働者が、母性を尊重されつつしかも性別により 差別されることなく……職業生活と家庭との調 和をできるよう配慮される」ものでなければな らないとある。

現実はどうであろうか、先ず採用に当って奇 異にも「一般職」は別として「総合職」ならば、 女子でも女性労働保護は全く無視され男子と全 く同様の労働条件(但し賃金条件は低く差別さ れているが)であることを強要されているのが 実情である。

1. 生理(休暇)問題(労基法第67条)

毎月の生理期における心身への影響の実態に ついて見てみると、「順調」という者が66%、「不 順」という者が34%、3人に1人以上の者は「不 順」であると訴えている。しかしその苦痛度に ついてみると、「いつも苦痛」である者がそれよ りも多く40%と多く見られ、「時々苦痛」の者も 52%と多いことが見られているのである。「苦痛 なし」は僅かに8%に過ぎず、生理に伴なって 殆どの人がなんらかの苦痛の影響を受けている 実態が見られた。だからこそ昔から生理の問題 は母性保護的見地から重視され法制化さえされ ているのである。

それほどに苦痛を伴なう生理日に彼女等はどのように対処しているだろうか。「生理休暇」の 取得状況についてその推移を見てみよう。図3 に見られるとおりである。

生理休暇を「たいてい取得している」者は、 70年代までは約40%と比較的多く見られる。そ れでも「仕事の都合で半分くらいしか取れなか った」者も約40%前後も見られた。「仕事の都合 で殆ど取れなかった」者は20%未満と比較的少 なかった。それが80年代後半になると「たいて い取得」は15%未満と少なくなり、「半分くらい 取得」も20%未満と激減し、「殆ど取れない」が 60%前後の過半数と激増しているのである。取 得できない理由は「仕事の都合(「休むと他人に 迷惑をかける」「請求しなければならないが、取 りにくい雰囲気、職場環境である」)」によるも のである。やはり男女雇用機会均等法施行後は 男子同様の「総合職」に代表されるように「仕 事の都合」(仕事の効率化)面がより強化されて いるように思われる。「取得不必要」の場合の多 くは年齢的な関係(女子の中高年者の占める構 成が以前よりは増加している) によるものであ る。

ここでは明らかに仕事優先からの「性別によ る差別」が見られているといえよう。そもそも 男女雇用機会均等法には罰則規定がないことか ら、女子を男子同様に働かせるための方便に過 ぎないように思われる。

# 2. 産前産後休暇及び育児時間(労基法第65条 及び第66条)

産前産後8週間の休暇については、該当者が 80年代前半までは50人程度だったが、後半から 増加が見られ90年代には約80人を超えた。産前 産後の休暇の取得状況を見ると、「きっちり取得

— 38 —

した」者が約75%前後、「仕事の都合で周囲が気 になり取れなかった」者が約25%前後であった。 87、89年に前者が70%前後と減少したが、91年 以降は再び75%に回復した。しかし4人に1人 は、産前産後の休暇を十分に取れないでいるこ とには問題があろう。

妊娠中の通院(労使の確認事項・妊娠中の通 院のために早退、遅刻の取り扱いはしない)に ついては「ほぼ出来た」者は50%~60%であっ たが、「仕事の都合や周囲が気になり殆ど出来な かった」者は20%前後から80年後半には30%と 増加した。後は「半分くらい出来た」者が10数 %、「制度のあることを知らなかった」者が10% 程度見られている。

育児時間(労使の確認事項・出産後1年間、 1日2回30分もしくは1回1時間を育児時間と して取得できる)の取得状況を見ると、数字的 には妊娠中の通院とほぼ同様の取得割合が見ら れた。

育児休業制度(男女共)については、まだ新 しい制度で該当者も少なかったが、「子供が満1 歳まできっちり取れた」者が男子8%女子13%、 「一定期間取得した」が男子0%、女子26%、「仕 事の都合や周囲が気になり取れなかった」男子 17%、女子40%、「とる必要性がなかった」が男 子42%、女子11%、「制度のあることを知らなか った」が男子33%、女子10%であった。

#### 女性労働保護の問題点

以上、女性保護の生理休暇、産前産後休暇、 妊娠中の通院、育児時間、育児休業制度(男子 も含む)などの取得状況についてその実態を見

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

てきたが、いずれの制度も「取得ができなかっ た。不十分であった」者がかなり見られたこと は大きな問題である。また「制度のあることを 知らなかった」者も少なからず見られたことに も問題がある。

しかし「取得ができなかった。取得が不十分 であった」理由は「仕事の都合や周囲が気にな り」にも見られるように仕事の効率化、OA化と 人減らし合理化による過密、過長労働時間によ ることが明白な事実である。しかもそれが男女 雇用機会均等法施行後により悪化していること は、同法の狙いの本質を示しているようにも思 われる。

仕事の効率化は、女子も男子同様に「会社人 間」化が期待されているのである。女子はその 上「次代を担うものの生育について重要な役割 りを有する」とされ、「職業と家庭生活を両立」 するよう自助努力せよと言っていることにほか ならない。男女雇用機会均等法によって女子は 従来以上に二重三重の労働と生活の負担を強い られることになっている。女子が多いパートや 派遣労働者の場合は母性保護は全く無視されて いるといえよう。

問題解決の本質は、母性保護の問題は、人類 の歴史が続くかぎり不変のものである。女子の 男子化は不条理であり、それよりも男子を「会 社人間(男性社会)」から解放し、男子も家庭生 活(炊事、掃除、洗濯、育児、レジャーその他 など)にゆとりを持って参加出来るようにしな いかぎり、本来の男女同権、男女共生は永遠に 出来ない問題であろうと考える。

(会員・労働問題研究家)



1

なぜ日本では真の時間短縮が進まないのか、 なぜ労働者が死ぬまで働くのかという疑問を持 つ人々にとって本書は必読文献である。のみな らず、本書は大きな「問題提起の書」でもある。

まず、前者の側面から本書を簡単に紹介する。 本書の第3章の「企業中心社会と労働時間の二 極構造」は、労働省の発表する労働時間調査が、 いかに日本の労働者の長時間労働やサービス残 業の実態を隠蔽しているかを、「事業所が賃金を 支払った労働時間を集計した労働省『毎月勤労 統計調査』だけでなく、労働者が実際に就業し た時間を集計した総務庁『労働力調査』をも利 用すること」で事実と論理に基づいて明らかに する。

第4章「日本的生産システムと過労死」では、 実際の過労死被災者の生の具体的資料を用いな がら、いかに日本的生産システムが人事考課や ノルマ営業という圧力の中で労働者を超長時間 労働にかりたてているかを明らかにしている。

第5章「サービス残業―奪われた自由時間」 では、各種の統計に基づきサービス残業時間と 不払賃金の推計を行い、年間不払賃金総額23兆 円との試算をしている。日本型資本主義は、ま さにルールなき資本主義として、労働者から不 当に収奪していることを数字で明らかにし、「サ ービス残業の強制と受容のメカニズム」を、残 業規制を欠いた労基法、非力な労働組合、ノル 森岡孝二著

# 『企業中心社会の時間構造 一生活摩擦の経済学』

# 水口 洋介

マ経営の問題点などを通じて解きあかしている。

特に最近、ホワイトカラー職場にはフレック スタイム制、裁量労働みなし制、事業外労働み なし制が、年俸制や能力主義管理をセットにし て導入されつつあり、これとのたたかいが緊急 の課題となっている。これらは「サービス残業 を誘発したり、隠蔽したりする恐れのある制度 改革の動きが政府・財界で強まって」おり、「実 際の労働時間は減らずに数字のうえだけの時短 がすすむことによって、サービス残業を引きお こしやすいという問題点を含んでいる」との著 者の指摘のとおりである(第8章)。

## 2

日本型企業中心社会が、労働者個人及び家族 の生活全体を貧困化することは多くの論者が指 摘してきた。本書は、その実態を統計と実証的 資料により明らかにしている。しかし、本書の 特色はそれにとどまらない。

本書が「問題提起の書」であると思う点を紹 介したい。本書の最大の特色は、家庭、特に女 性側から見た「企業中心社会の時間構造」の問 題点と克服への課題を明らかにしている点であ ろう。

本書第3章「企業中心社会と労働時間の二極 構造」及び第6章「雇用の女性パート化と労働 時間の性別分化」中で、労働時間の統計を性別、 短時間労働者などを区別して労働時間の動きが 分析されている。

- 40 -

著者が「二極構造」とするのは「全雇用者の 平均でみた労働時間には変化がないが、就業時 間別にみると、超長時間労働者と短時間労働者 の数が増加し、両者の割合がともに高まってい ること、また性別でみると、週60時間以上の超 長時間労働者の増加は男性の労働時間の延長に、 週35時間未満の短時間労働者の増加は女性のパ ートタイム労働者の増加に起因して」いること を言う。前者は過労死予備軍であり、後者は企 業が女性の短時間労働者を「雇用の調整弁」と して扱っていることから今日の産業予備軍の主 力部隊にほかならない(第3章)。

さらに第6章で「雇用の女性パート化と労働 時間の性別分化」を分析される。「パートタイム 労働者のうち20%は一般の正社員と所定労働時 間がほぼ同じである」ことを指摘しつつ、この 短時間労働者の増大を直視しない労働省の毎月 勤労統計調査の1800時間は虚構の時短であるこ とを告発している。

著者は職場だけでなく、労働者の家庭生活に も分析をすすめる(第7章)。そこで、労働者の 「家庭生活と時間文化」を考察して、「共働きで も子供がいても家事をしない男たち」を統計上 明らかにし、「共働き・夫婦と子供の家庭の夫の 家事労働時間は、1日11分。他方、夫有業・妻 無業・子供家庭の男の家事労働時間は1日12分」 という驚くべき統計結果を紹介している。

日本の企業中心社会で、男性が週に50時間あ るいはそれ以上働くことができる秘密は、わず か数パーセント(5~7%)という男性の極端 に低い家事分担率にある。ここに日本の企業中 心社会の生活時間構造とそれに規定された時間 文化が端的に表現されていることを明らかにす る。この点も本書の副題が「生活摩擦の経済学」 とされる大きな理由があるように思われる。

このように男性労働者が家庭から疎外されて

## 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

いる要因は、日本の「高圧釜の企業社会」にほ かならず、「日本の労働者は引き返すことのでき ない、スピード制限のない高速道路を追われる ように走らされているトラック運転手」であり、 労働者を高圧釜の環境におく要因として、閉鎖 的雇用慣行だけでなく、日本的人事考課(情意 考課を重視した労働者間競争を組織するもの)、 JTシステムに代表される日本型生産システム、 ノルマ営業があると著者は分析を進める。

#### 3

企業中心社会で、時短と労働者の時間文化を 復権させるための道筋として著者は次の点を強 調されており、これには大きな問題提起が含ま れているように思う。

第1、1日の労働時間の制限(残業の上限規 制)が先決条件である。

第2に閉鎖的な労働市場を改革して、両性の 平等を実現するためには「転職の自由」も確保 されなければならない。これを実質的に保障す るためにヨーロッパのように「同一の職種及び 熟練度の労働者の賃金はどの企業に属していて も大差はないということにならなければならな い」として「同一価値労働・同一賃金の原則」 に基づく労働能力の社会的評価システムを創出 することが労働組合のあり方の改革とともに避 けてとおれない課題と指摘する。

第3に、職場と家庭における男女平等の実現 のために、「女性並みの労働時間規制」を設ける ことでこそ男女の別のない労働時間規制をする べきであり、「働く男女が世帯労働=家事労働を 平等に分担する道」を進まなければならないと する。

私は、著者が提起するこの道筋に大いに共感 する。「転職の自由」は「労働者個人の自由と自 立の権利」確立のための重要な条件である。た

- 41 -

書評

だ、「転職の自由」が「労働力の流動化」を唱え る企業側の流れにとりこまれる危険性をどう克 服するのか。日本の企業中心社会は「企業間競 争と労働者間競争」という大きな渦巻きに支え られているが、これをどう克服するのか。さら に著者の意見を聞きたいと思う。

「労働時間の制限と短縮が家庭における男女 平等と手を携えて実現されていく地平では、企 業の時間に縛られて個人生活の自由が制約され てきた企業中心社会は、老若男女のすべてが個 人が個人として尊重され生活者として余暇を享 受できる個人中心社会に転換されているだろ う」との著者の結論に、労働運動の新しい課題 が端的に示されている。

> (青木書店・1995年1月刊・2266円) (弁護士)

| 次号No.20(1995年秋季号)の主な内容(予定)  |     |         |
|-----------------------------|-----|---------|
| ・規制緩和と労働市場                  | 加藤  | 佑治      |
| 〔特集〕戦後50年と日本労働運動            |     |         |
| ・日本の社会運動50年史                | 塩田月 | E<br>兵衛 |
| ・労働組合運動の50年                 | 塚田  | 義彦      |
| ・労働法の50年                    | 片岡  | 曻       |
| ・労働運動の到達点と今後の展望             | 大江  | 洸       |
| 〔国際・国内動向〕                   |     |         |
| ・ILO世界労働報告書について             | 小林  | 勇       |
| ・イギリス女性と低賃金―機会均等委員会調査報告より―  | 桜井  | 絹江      |
| ・過労死認定について                  | 佐々フ | 木昭三     |
| 〔書評〕                        |     |         |
| ・脇田滋著『労働法の規制緩和と公正雇用保障』      | 長井  | 偉訓      |
| ・早川征一郎著『国・地方自治体の非常勤職員』      | 伊藤  | 良文      |
| (題はそれぞれ仮題) 発行予定日 1995年9月15日 |     |         |

#### バーバラ・エーレンライク著

## 『「中流」という階級』

今年2月に発表されたアメリカの『大統領経 済諮問委員会報告』は、現在の深刻な「アメリ カの分裂」を取上げた。1973年以降20年間にわ たって、中位世帯の所得が停滞する反面でごく 一部の上位世帯の所得が増大してきたこと、 3930万人もの貧困者の存在、高卒者と大卒者と の収入格差の拡大などの指摘は、アメリカの階 級的分裂が進んでいることをあらためて裏付け ている。

経済的な側面にかんする限り、この問題はす でに経済学者のレスター・サローの『ゼロサム 社会』や歴史家アーサー・シュレジンガーの『ア メリカの分裂』(いずれも邦訳がある) などによ って、日本人にもよく知られている。仕事や生 活の先行き不安を覚えるこのような多くの中産 階層を、労働長官のロバート・ライシュは「不 安階級」(Anxious Class)と呼んでいる。最近 の選挙で、第3の政党が大量の得票を得るよう になったのは、2大政党に飽きたらない「不安 階級」の増大を象徴するものである。本書は、 原題の『転落への不安:中流階級の精神生活』 が示すように、過去30年間におけるこの「不安 階級」の階級意識の形成と変遷をメインテーマ に、彼らの政治的イデオロギー、ライフスタイ ル、文化などの変化を活写している。

著者は中流階級を、高学歴を条件とする様々 な専門職や企業の管理職と定義する。専門職に

### 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

は、学校教師、政府官僚、科学者、セラピスト、 建築家、広告担当者など広範な職種が含まれる。 本書の最大の貢献は、彼らの不安感の源泉が、 1973年以来の彼らの所得の停滞からではなく、 もともと階級としてもっていたものだ、という 指摘である。

社会階級の消滅が叫ばれた「黄金の60年代」 において、アメリカが「発見」し、政府が対応 せざるをえなかった「貧困との戦い」それ自体 が、彼らを不安にしたのであった。中流階級が 貧者たちを通して見たものは、豊かさが人間の 精神生活に及ぼした影響、つまり快楽主義であ り、衝動的な自己満足主義であり、依存心だっ たというのである。そこで逆に、中流階級は自 分達を貧困なる労働者と区別するために、豊か ななかで自己鍛練、強い超自我、欲求充足の延 期で自律しなければならなくなる。この強い不 安は、異常なフィットネス熱や仕事の内容より も富そのものを求め続けるヤッピーといわれる 若い企業エリートを生み出した。

レーガン政権下の「カジノ社会」というどん ちゃん騒ぎが崩壊した現在、「不安階級」の精神 生活は従来にも増して不透明である。ここから の出口はあるのか。著者は、下層階級の人々を 同情の対象としてではなく、異常な富の権力を 抑制する闘争のための同盟者として「再発見」 することを提起している。しかし、その闘いを ほとんど取上げないアメリカのマスメディアの 現状では、これは容易なことではない。さらに 著者は、専門的で創造的で他人を助けるような 仕事の社会的要請は無限なのだから、中流階級 の専門職集団が縮小するという不安感は払拭す べきだと、中流階級を激励する。この辺りは期 待の表明に留っているのが惜しまれる。

> (中江桂子訳・晶文社刊・3800円) (中本悟・会員・大阪市立大学助教授)

- 43 -

#### 新刊紹介

野村正實著

## 『終身雇用』

「景気が後退し、不況が長期化すると、必ずと いっていいほど、『終身雇用制の危機』が語られ てきた」。本書の冒頭の部分である。たしかに「終 身雇用、年功賃金は…幻想だ」という人もいれ ば(孫田良平『日本労働協会雑誌』86年3月、1 ページ)、「『日本的雇用慣行』の崩壊説は…幻想 か…意図的な論評かのいずれか」だという人も いる(高梨昌『変わる日本型雇用』94年4月、17 ページ)。日経連は「日本的経営の特質は、終身 雇用慣行や年功賃金制度といった制度、慣行で はなくて…理念が…基本」だという(『新・日本的 経営システム等研究プロジェクト』中間報告、 94年8月、17ページ)。これでは、地図を持たな い旅人は道に迷いそうである。道に迷ったら道 案内が必要になる。野村正實氏の著『終身雇用』 は、今日の厳しい雇用情勢の下で、終身雇用に ついて、あらためて考えようとする時、明快な 論理で、よく整理された道案内を提供してくれ るタイムリーな好著である。

本書の構成は次ぎの6つの章からなっている。 第1章 終身雇用、年功賃金、企業別組合。第2 章 日本企業における雇用調整と人員整理。第 3章 終身雇用という観念の流布。第4章 人 員整理基準と人選。第5章 外国の体験。第6章 要約と展望。

著者は、第1章で、通説となっている「三種 の神器」説、その内的連環を企業特殊的熟練で 説明する内部労働市場論を批判的に紹介する。 ついで、アベグレンが『日本的経営』(1958年) の中で初めて唱えた終身雇用観念が、東大社研 調査などの日本人の研究成果を全く無視した不 当なものであることを鋭く批判する。これは第 3章とも関連する。第2章では、普通の終身雇 用の定義を吟味し、それに当たる大企業男性正 規従業員の割合は「通説的イメージからすれば、 驚くほど低い」ことを統計的に実証し、またそ れを支える会社内外のバッファーの存在を指摘 する。また長期雇用慣行の歴史的形成過程を明 治期から今日にいたるまで概説する。第3章で は、誤った終身雇用観念が流布した条件の吟味 が行われ、「日本の労働研究者たちの精力的な実 態調査」に基づく「正しい認識」が「日本企業の 雇用慣行は終身雇用である、という単純で誤っ た命題によって背後に押しやられてしまった」 という。第4章、第5章(とくに第4章)の要 約紹介は省略するが、その内容については、著 者の提言への、実践家の経験にてらした論議を 起こすことが望まれることを留保した上で、本 書を実践的関心をもつ読者にも有益なガイドブ ックとしておすすめしたい。

(岩波書店・同時代ライブラリー・900円)(川辺平八郎・会員・東京経済大学教授)

河相一成著

#### 『食管制度と経済民主主義』

本書も論旨明快である。あえて本書もという わけは、著者河相氏の諸論作に、およそ共通し たものだからである。著者の理論的立場や方法 論の一貫した確かさ、緻密さによるものであろ う。

本書は、この両三年におけるわが国農業・農 政史上の画期的出来事―いわゆる「新農政」の発 足、93年産米の大凶作や平成の"米騒動"、ガッ ト・ウルグアイ・ラウンド交渉の細川連立政権 による調印(93年12月、仮調印、94年4月、本 調印)―や、それと密接不可分に関連しながら、 その改廃があらためて国民的関心と政治的緊急

— 44 —

課題となってきた食糧管理法・制度(食管制度) の歴史、体系や基本的性格、積極的役割と限界 などを解明し、あわせて、その真に民主的な改 善・充実の方策を提示したものである。

本書は2部9章で構成されている。第1部食 管制度研究の視角は、1章序説、2章食糧問題 と労働力再生産、3章農業(水田)生産力のあり 方と、その担い手、4章米穀の公的管理と経済 民主主義の4章で、第2部食管制度の改善・充 実は、5章食管制度の体系と基本性格、6章食 管制度の現状と問題点、7章米の作付制限政策 と、米受給・水田生産力、8章米価をめぐる今日 的課題、終章食管制度の改善・充実の5章で編 成されている。

本書全体を通じて、さしあたり次の2点に注 目しておきたい。ひとつは、食管制度研究にお ける、①労働者階級の労働力再生産の基礎とし ての主要食糧の需給・価格問題、②米麦など主 要農産物(食糧)と農業生産力構造の相関、③主

### 労働総研クォータリー№19(95年夏季号)

要食糧に対する国家=公的管理のあり方と、そ の統一的把握の重要性の指摘である。もうひと つは、この視点にもとづいた、上からの権力的 統制と、下からの民主的管理という二つの公的 管理のあり方をめぐるたたかいの現状と展望の 分析である。具体的には、米日支配勢力による 食管解体を含む規制緩和の路線と、食管制度の 根幹を堅持・拡充し、その運用は、米需給の現 実と勤労国民の日常的要求に即して弾力的に対 処する路線の対抗である。

著者は、この問題分野の古くからの第一人者 であり、既刊の関係著作も数多い。本書はその もっとも最近における集大成にちがいない。し かし、既存食管制度に代わって、本年度から「新 食糧法」が施行されるという現状を考えると、 本書の発展的継承となる新たな論作を、著者に 期待してやまない次第である。

(新日本出版社刊、2800円)(重富健一・会員・東洋大学名誉教授)

# 読者のひろば

No.18 (95年春季号)の中嶋晴代論文でILOパ ートタイム労働条約・勧告の紹介と評価がさ れていますが、条約では「パート労働者の定 義」が大変わかりにくいものになっています ので、ILOでの討議経過をふまえ日本ではそ れがどのように解釈されるのだろうかという 点など、より詳細な論文をお願いしたいと思 います。 参考資料としては、「大原社会問題研究所雑 誌」のNa424(1994年3月)「第7回国際労働 問題シンポ」およびNa436(1995年3月)「第 8回国際労働問題シンポ」があり、どちらも ILOパート条約についてのシンポジウムの記 録です。「定義」との関連で、賃金等も含めい ろいろ問題があるのではないでしょうか。 (山田郁子/会員・大阪府)

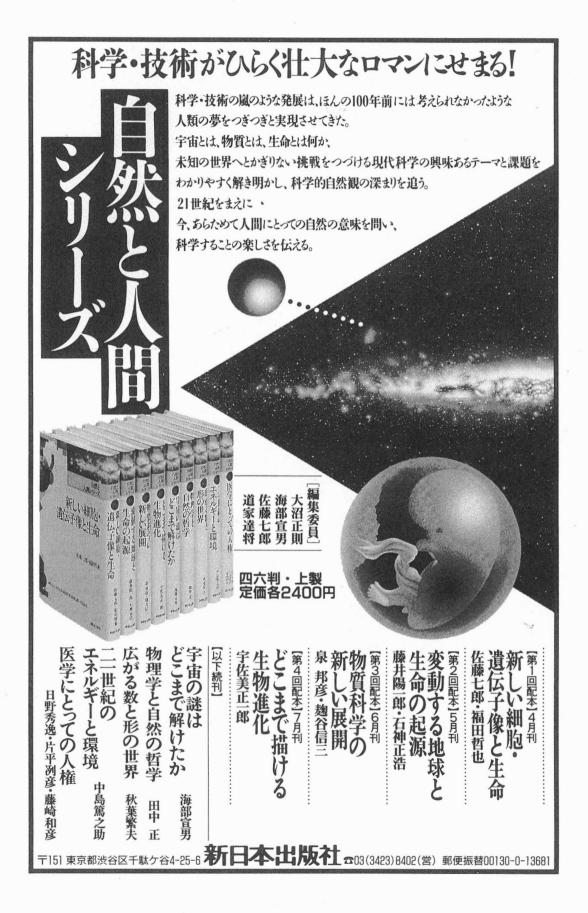
本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。

前号発行直前の3月20日に突発した地下鉄サリン事件も80日後の 麻原逮捕でどうやら真相解明の目途もついてきた。異常な狂信集団 の狂気の犯罪によって大地震も円高も限界状況の村山政治もマスコミから消えかけて しまった。冒頭の角瀬論文はそうした最中の3月31日に閣議決定された規制緩和5ヵ 年計画をにらんで全労連からの委嘱に応える労働総研の特別編成チームによる作業結 果の集約である。サリンと同様に国民犠牲強要の"狂気"の高蓄積体制づくりが解明 される。特集は阪神大震災をめぐる問題で、兵庫労働総研のご協力をいただき、4か 月を経てもなお3万5000人が避難所生活をつづけている世界第二の経済大国にあるま じき異常な実態とそれをもたらした国と地方政治の責任について、地元ならではの 生々しい問題提起となった。そのうちの一編は内山常任理事らの震災直後からの現地 調査を踏まえた結果であり、労働・雇用法制の改悪が大規模失業への政府の無策と打 開への問題提起をした。

次号は、「戦後50年と日本労働運動」特集であり大型執筆陣の登場が予定されているのでご期待いただきたい。 (K.K.)

| 季刊 労働総研クォータリー No19 (95年夏季号)     |
|---------------------------------|
| 1995年7月1日発行                     |
| 編集·発行 労働運動総合研究所                 |
| <b>〒</b> 114 東京都北区滝野川 3 - 3 - 1 |
| ユニオンコーポ403                      |
| TEL 03 (3940) 0523              |
| FAX 03(5567)2968                |
| 印 刷 有限会社 なんぶ企画                  |
| 頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)         |
| 年 間 購 読 料 5,000円 (郵送料含む)        |
| (会員の購読料は会費に含む)                  |
| 振 替 00140-5-191839              |
|                                 |

https://rodosoken.com/



# https://rodosoken.com/

# The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.19 Summer Issue

# Contents

| Edited and Dublished by   |                     |
|---|---------------------|
| <ul> <li>* "Food Control System and Economic Democracy"</li> <li>by Kazushige Kawai</li> </ul>  | Kenichi Shigetomi   |
| * "Lifelong Employment" by Masami Nomura  | Heihachiro Kawabe   |
| * "Fear of Falling—The Inner Life of the Middle Class"<br>by Barbara Ehrenreich   | Satoru Nakamoto     |
|   |                     |
| Introduction of New Publications  |                     |
| * "Time Structure of Enterprise-centered Society" by Koji Morioka   | Yosuke Minaguchi    |
| Book Review   |                     |
| * Aggravating Motherhood Protection System—from Zensompo's Survey   | Toshio Kitayama     |
| * Consumers'Association of Pennan, Malaysia   | Kazunori Ohki       |
| * Toward 4th World Women's Conference in Beijing  | Kiyoko Ohzeki       |
| Information at Home and Abroad  |                     |
| * How should Sufferers' Life be restored?   | Yuji Kurotsu        |
| * Serious Joblessness—Problem awaiting Solution in<br>Disaster-stricken Area  | Kazuyuki Kusajima   |
| * How should the Disastered Cities be rehabilitated?  | Yoshimitsu Shiozaki |
| Special Aritcle: What We learn from Hanshin Earthquake<br>* Hanshin -Awaji Area Great Earthquake and Politics<br>and Economy of Japan | Yoshiharu Kikumoto  |
| where will beregulation rolley lead reople's Life.  | Tasuo Kakurai       |
| for 21st Century and Economic Democracy<br>—Where will Deregulation Policy lead People's Life?—                                       | Yasuo Kakurai       |
| * Strategies contrived by Japanese Politico-Financial Circles   |                     |
|   |                     |

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

**季刊 労働総研クォータリーNo.19 頒価1,250円**(年間購読料5,000円) (会員の購読料は会費に含む)